

平成26年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第22号）						
招集年月日	平成27年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年3月13日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年3月13日 午後5時40分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	2番 橋本 誠 3番 久保 尚人					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 大林 弘幸					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	×	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 洩 幸一	○
	企画財政 課長	恒松 倉基	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	椎葉 郁夫	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	神田 利久	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第22号）

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第52号 | あさぎり町債権管理条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第53号 | あさぎり町町費負担職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第54号 | あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第55号 | あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第56号 | あさぎり町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第57号 | あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第58号 | あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第59号 | あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第60号 | あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第61号 | あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第62号 | あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第63号 | あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第64号 | あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第65号 | あさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第66号 | あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第67号 | あさぎり町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第68号 | あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第69号 | あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第70号 | あさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第71号 | あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第72号 | あさぎり町庁舎建設基金条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第73号 | 平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第23 | 議案第74号 | 平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第24 | 議案第75号 | 平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第25 | 議案第76号 | 平成26年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第26 | 議案第77号 | 平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第27 | 議案第78号 | 平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第28 | 議案第79号 | 平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第29 | 議案第80号 | 平成26年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について |

日程第30	議案第81号	権利の放棄について
日程第31	議案第82号	権利の放棄について
日程第32	議案第83号	平成27年度あさぎり町一般会計予算について
日程第33	議案第84号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第34	議案第85号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第86号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第36	議案第87号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算について
日程第37	議案第88号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計予算について
日程第38	議案第89号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
日程第39	議案第90号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
日程第40	議案第91号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算について
日程第41	議案第92号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
日程第42	議案第93号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第52号	あさぎり町債権管理条例の制定について
日程第 2	議案第53号	あさぎり町町費負担職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 3	議案第54号	あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 4	議案第55号	あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
日程第 5	議案第56号	あさぎり町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第57号	あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第58号	あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第59号	あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第60号	あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第61号	あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第62号	あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第63号	あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第64号	あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第65号	あさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第66号	あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16	議案第67号	あさぎり町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第68号	あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第69号	あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第70号	あさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第71号	あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第72号	あさぎり町庁舎建設基金条例等を廃止する条例の制定について
日程第22	議案第73号	平成26年度あさぎり町一般会計補正予算(第8号)について
日程第23	議案第74号	平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第24	議案第75号	平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第25	議案第76号	平成26年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第26	議案第77号	平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算(第3号)について
日程第27	議案第78号	平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第28	議案第79号	平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第29	議案第80号	平成26年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第30	議案第81号	権利の放棄について
日程第31	議案第82号	権利の放棄について
日程第32	議案第83号	平成27年度あさぎり町一般会計予算について
日程第33	議案第84号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
日程第34	議案第85号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第86号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
日程第36	議案第87号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算について
日程第37	議案第88号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計予算について
日程第38	議案第89号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
日程第39	議案第90号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
日程第40	議案第91号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算について
日程第41	議案第92号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
日程第42	議案第93号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について

午前10時 開 会

●**議会事務局長(坂本 健一郎君)** 起立願います。礼。おはようございます。

◎**議長(橋爪 和彦君)** ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の通りです。

日程第1 議案第52号

◎**議長(橋爪 和彦君)** 日程第1、議案第52号、あさぎり町債権管理条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長(愛甲 一典君)** 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。議案第52号、あさぎり町債権管理条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。適正な債権管理ができる環境を整備するため、本条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長よ

り説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） それでは、あさぎり町債権管理条例の制定について説明をいたします。地方分権が進展する今日、自治体が保有する未収債権管理に向けた取り組みが高まり、独自で包括的な指針を定め、債権を管理する基本方針として、条例を制定する団体が増えているところであります。本町に置きましても、全町を上げて債権管理について共通認識を持ち、その手法を共有し法令に基づいて、確実な債権回収に努めるという基本姿勢を明確化するとともに、公正かつ公平な町民負担の確保を目指し、町の債権の更なる適正化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。条例の内容について説明をいたします。第1条、条例の目的を定めております。第2条、用語の定義を規定しております。第3条、他の法令等との関係を規定したもので、ほかの法令等に定めるがある場合を除きとしたものであります。第4条、町の債権の適正な管理をすべき町長の責務についての規定であります。第5条、債権を適正に管理するため、台帳整備の必要性を定めております。第6条、町の債権を計画的に徴収するための計画書の策定を行うものであります。第7条、債権の中の私債権でありまして、債権の放棄をすることができる場合の要件について規定しております。第1号から第6号まであります。内容につきましては、第1号、債務者が著しい生活困窮状態であり、資力の回復が見込めないとき。第2号、消滅時効が完成したとき。第3号、破産等によりその責任を免れたとき。第4号、債務者の死亡により徴収見込みがないとき。第5号、債務者が失踪、所在不明等により徴収見込みがないとき。第6号、債権金額が少額のため、徴収にかかる費用に見合わないとき。となっております。第8条、債権の放棄をした場合の議会への報告になります。第9条、委任規定であります。附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。以上、説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 町長にお尋ねしますけれども、ただいまの条例の中で、町長の責務と、あと台帳の整備徴収計画とうたい込んでありますけれども、もし公表できますれば大体どの位のこれに該当する債権があるのか。分かりましたら。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先ほども担当課と話しはいたしておりますけど、まずは現在、この条例に基づいて色んな債権をまず一本化するところまで、私は担当課と話をしたところでございます。そこの全体が幾ら位かについては、まだきちっと調べておりませんので、分かるようであれば、この後担当課より説明したいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 私債権の滞納繰越分の状況でありますけれども、住宅使用料につきましては、25年度の決算ですが、1,330万程度であります。それと簡易水道使用料であります395万程度であります。給食費につきましては、600万程度となっているようであります。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 今回の議案の中にも債権の放棄が出ておりますけれども、監査委員からの指摘事項に対しまして、町長からの答弁の中には温度差があるので、それぞれ各課の連携をとりながら、そういった回収には努力するという旨でございますけれども、今お聞きしましたところ2,300万程の、そういった潜在的というか、グレー的な未収金があるということがございますので、この件につきましては、是非9月の一般質問でも行いましたけれども、町民の皆さんから納得できる回収方法やった結果、どうしてもできないからという手法に努めていただいて、議会の方にもそういった丁寧な説明をお願いしたいというこ

とを、お願いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 先ほど税務課長の方から、給食会計というようなことで報告がございましたけれども、給食会計につきましては、公費として扱っておりません。ただいま申し上げましたのは奨学金ということで、奨学金の未納分ということで御理解いただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 第7条の6です。債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認める場合となっておりますが、私はあさぎりではなくほかの町村でしたが、多額の取立て費用が発生しても、公正を期すためには、少額であってもきちんと取るべきだという討議をした町村を知っておりますが、その小額という金額に関して幾らならば許されるのかという、ちょっとここも曖昧なような気がしますので教えて下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） これは私債権でありますので、裁判所の強制執行と言いますか、手続を踏まなければなりません。そのためには裁判費用がかかりますので、それに見合わないときには費用対効果がありませんが、それについては、債権の放棄をするというのが全国でもそういうことでやっておりますので、それによってここに示しているわけであります。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第53号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、議案第53号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第53号、あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町立小学校において、単式学級を実施し教育の機会均等を図るため本条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 1ページの方ご覧いただきたいと思います。あさぎり町町費負担教職員の採用等に関する条例でございます。本条例につきましては、全員協議会でもお示ししておりますので、要点のみをかいつまんで説明を申し上げます。まず第1条の趣旨でございますけれども、本町教育基本計画の基本理念としております人づくりの推進のため、複式学級を一定期間、単式学級とするために必要な町費負担教職員の任用関係について定めるものとしております。第2条の採用でございますけれども、採用は選考によるものとし、任期は1年を超えない期間といたします。第3条で選考に係る審査機関を置くこととしておりますが、想定している審査会は10人以内をもって構成し、メンバーといたしましては教育委員、小・中学

校長の代表、町の職員等を予定いたしております。第4条でございます。職員へ支給する給与の額は、本町の小学校の教諭及び助教諭の例によるとしておりまして、第5条には教師という職務と勤務態様の特殊性に基づきまして、教職調整額を支給することとしております。調整額につきましては、給料月額額の100分の4となります。続きまして第6条でございます。各種手当を支給できるように規定しておりますが、第2項に手当の支給基準及び額は、本町の一般職の職員の給与に関する条例によるとし、義務教育等教員特別手当、これは人材確保法に基づきます支給される手当でございますが、この基準と額につきましては、県費負担教職員の例によることとしております。第8条では、町費負担教職員が公務により主張した場合は、町から旅費を支給するということとなりますが、その額につきましては、県費負担教職員の例によるとしており、第9条から第12条までの取り扱いにつきましては、県費負担職員または町の一般職の例によるとしております。下段の方の附則といたしまして、第1項に公布の日から施行するとし、第2項の準備行為について、第3項には有効期限を平成32年3月31日までと規定し、その間に複式学級に向けた体制づくりを行うこととしております。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番、小見田です。1点お伺いいたします。全協においても今度須恵の住宅の入居状況とかで、27年28年は複式学級は回避されたという説明を受けております。がゆえに、まだ複式になる可能性がないのに条例を本年発行するという、その理由ですね。本来ならば複式学級が実施されるというその年に、この条例を発動して5年なら5年という時限立法で行う方が妥当だと思うんですけど、実際複式学級がないのに、この条例を出す理由をお伺いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 昨日の全協におきましても、須恵小学校の児童数の推移ということで、表でお示した経緯がございます。しかしながら昨日もお話しましたとおり、推計値ということでお示した人数につきましては、入学式までがまだ確定いたしておりません。最終的には入学式の人数によって、複式になるか単式なるかというのが決定されるということから、現段階ではまだ不確定要素があるということで、今回条例とそれに伴うところの人件費の当初予算への計上を行っているところでございます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 今回の条例案では平成32年3月31日まで、この条例を有効とすると、5年間となっております。これ私、この前の総務文教の研修等で見せていただきました天草の小学校あたりを見てみると、準備期間等は3年程度でも十分いけるんじゃないかというような感じを受けました。この5年間としたところの根拠、この辺をお示しいただけますか。そしてまた3年間あたりでやっていくときに、なぜそれが無理であるのか。その辺のところもお示し下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 複式学級への移行につきましては、先般の総務文教常任委員の研修の中で、私の方も同席させていただきまして、島子小学校の例を視察をさせていただきました。その中では、確かに3年ほど前から、その準備に入っているという話を聞いておりますし、その内容といたしましては、保護者等の理解を得ながら複式化への移行してきたというお話も伺っておりました。今回5年と期限を定めておりますけれども、今回児童数の推移の中でお示したとおり、29年度からが移行の可能性があるということで、今のところ考えております。ただ、それも不確定要素ということでございますし、地域への理解度につきましては、実際複式になるというある程度の確定が起きた段階でしないと、地域への啓発と言いますか、そういった推進もなかなかしにくいという状況だと思います。例えば、来年間違いなく複式になるというな

この場合には、地元としても保護者としてもそれだけ真剣に複式学級に対する色々な知識習得ができますけれども、これが何年先かまだ未確定だという時には、なかなか地元としてもそれだけの意識が高まってこないということも考えておりますので、今回は29年から予想はされますけれども5カ年間という期限を切らせていただいたということでございます。特にじゃ何で3年間にしなかったのかということもございませけれども、地域への理解度を高めるために、5年は必要だろうということで、執行部の方でそういった想定をして、5年と線を出したところでございます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 今のところ学童数見てますと、29年度には多分複式になるわけですよね。その時にある程度分かっている状況ですので、もう27年度からは是非複式学級に対する保護者への説明、それから先進地と言いますか、現場を見ていただくと。それからこの教室の、その他実際に複式になっていく子供たちを、事前に模擬授業等でさせていくとか、そういう形で3年間という形でやることで、十分に効果が出てくると私は思います。またこの3年間が過ぎた後も、きちんと町の方では補助教員をつけて、その複式になった後も対応していくということでしょうから、そのところは、私は問題ないと思うんですけども、あと天草市あたりの事例あたりを見ましても、6つの小学校で21年度から27年度の予定までで、大体16名という形の複式が3学級生まれておりまして、また15名というところでも13学級生まれております。それもそういう事前の対応が功を奏してると。上手く保護者の方々にも受け入れられているという状況がありますんで、そこは教育委員会の方の努力だと思うんですよ。5年間かけたから上手く行くというよりも、3年間でもそこに早目早目の手を打っていただくことで、保護者への理解と子供たちの対応もできていくと私は思いますんで、是非そのところ考えていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 今議員の方から御指摘ありましたとおり、事前に保護者または地域への理解は高めていきたいと思っております。29年度から複式になる今の予定でございますけれども、ちょうど16名というギリギリの数字でございます。そこに1名でも転入等がありましたならば、当然単式化というようなことになるわけですが、その間については、教育課といたしましても、色々な手法を考慮しながら、できるだけ須恵の方に就学できるような体制づくりを、なんとか努力していきたいというふうに思っています。色々な手法が全国にもございますので、そういった例を色々検証しながら、本町においても、取り組みを進めていきたいというふうに考えています。懸念していただいております保護者への理解、地域の理解については、できるだけ早い時期に取り組みを始めたいというふうに考えています。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 最後に財政的なものもなんですけども、これ3年間と5年間では随分かかってくるお金も違ってまいります。今回企画財政課の課長さんの方からも、交付税の方も随分厳しくなるかもしれないというお言葉も出てますんで、今後は考慮しながらより厳しい状況を考えて、予算つけていくことが必要だと思いますんで、そこは考慮していく必要があると思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 答弁は。

○議員（3番 久保 尚人君） これに対して、じゃお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 複式化を単式化にするということにつきましては、前全協でもお示した通り、通常400ないし500万程度の費用が発生するというので、当然その予算化が必要なわけですが、先ほど申しました通り、就学児童数を1人でも2人でも増やすことによって、単式化に当然予算が不要になるということでございますので、教育課とすればそういった努力は当然やっています。その中で図

らずも複式化を受け入れる場合には、当然長期財政計画の中で、できるだけ費用負担が発生しないような人選とか予算の組み方等について、努力をしていきたいというに思います。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です。この有効期限について伺いたいと思いますが、この複式学級回避については本当に地域ぐるみで、努力されているのが現状であります。その中で29年度から複式がまた予想されるということですが、これももし解消されたとする。そしてこの条例の5年の有効期間を終えた場合に、その後というのはどうなるんですか。単純な質問なんですけど。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 今附則の中で、当然時限立法ということで、5カ年間の期限付きの条例ということで、今回お願いするわけですけれども、それ以降については、当然複式化になったとしても、それは地域に理解していただく必要があるだろうし、そういった学習体制を確立していく必要があるというふうに考えます。ですから先ほど来、色々御意見等いただいておりますけれども、あくまでも複式は複式なりのメリットが当然ございますし、それをしっかり地域も受け入れていく必要があるだろうし、保護者も受け入れていく必要があるだろうと思います。そのための体制づくりを事前に準備進めていく必要があるというふうに思っております。したがって、5カ年間に過ぎて複式になったとしても、その複式はそのまま複式学級として進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第54号

日程第3、議案第54号、あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第54号、あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成5年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） では、議案第54号について説明申し上げます。あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す

る基準を定める条例の制定について説明申し上げます。まず1で条例制定の趣旨でございますけれども、先ほど提案理由にもございました通り、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大するため、地域の自立性及び自主性を高めるための、改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律が施行されまして、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで国が全国一律に定めていた指定介護予防支援等に関する基準を、町の条例で定めることとなりました。制定の条例の内容でございますけれども、国の基準に従い、指定介護予防支援事業の基本方針、人員、運営等事業者が守るべき基準を定めたものでございます。また今回の介護保険法改正により、制度的に位置づけられた地域ケア会議との整合性を図るため、今回あさぎり町地域ケア会議条例を廃止するものでございます。国の基準との関係でございますけれども、条例を制定するに当たりまして、国の基準に従うべき基準、それから参酌するべき基準というのがございますけれども、従う基準におきましては、従業員に係る基準及び員数、事業者及びその員数、それとか管理者、それとか事業の運営に関する事項のうち、内容及び手続の説明及び同意、それからサービス提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生等の防止及び発生時の対応というところは、国の基準通りに定めております。それから参酌すべき基準というところで、今回条例に町独自の基準を設けております。第4条で暴力団の排除というのを追加しております。それから第31条で記録の保存、年月日を介護給付の返還請求の時効が5年ということでございますので、あさぎり町の条例におきましては、2年を5年というところで、独自に定めたものでございます。ただいま条例制定の趣旨、それから内容を申し上げましたけれども、条例等が35条ありますので、1ページの目次において説明させていただきます。まず第1章で総則。これが第1条から第3条に掲げております。それから第2章で指定介護予防事業の指定についてということで、4条で定めております。それから第3章、人員に関する基準。これにつきましては第5条と第6条に定めております。それから第4章、運営に関する基準。第7条から第31条に定めております。第5章で介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ということで、第32条から第34条。それから第6章、基準該当介護予防支援に関する基準ということで、35条で定めております。なお、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、介護保険の改正がなされておりますけれども、この中で地域ケア会議が制度的に位置付けられました。これにより今回附則において、あさぎり町地域ケア会議条例を廃止するのを附則に定めております。附則で施行期日、1、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上、条例の制定について説明を終わりました。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、議案第55号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第55号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定め

る条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による介護保険法（平成5年法律第123号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員等に関する基準を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第55号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について説明申し上げます。制定の趣旨でございますけれども、先ほど議案第54号と同様に、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、国の基準を町の条例で定めるものでございます。制定の内容でございますけれども、国の基準に従いまして地域包括支援センターの基本方針、それから職員の職種や人員等をセンターの守るべき基準を定めたものでございます。第1条で趣旨をうたっております。それから第2条で定義。第3条で基本方針。第4条で職員に係る基準及び当該職員の員数ということをお定めしております。国との基準の関係でございますけれども、この条例は国の基準どおりに定めたものでございます。附則としまして、施行日はこの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。以上で、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、議案第56号、あさぎり町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第56号、あさぎり町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 内容について御説明いたします。まず、提案理由にのっております行政手続法の改正が昨年行われまして、本年4月1日から施行されます。その内容を概略申し上げますと、これまでの行政手続法の中で、行政処分により不利益を受けた場合に、行政に不服を申し出るしくみが、不服申し立てという形で、そういった制度が今現在もございます。それに加えて、次のような主に2点、新しくその新しい仕組みが位置づけられました。まず1点が、法律違反の事実を発見した場合に、その是正のための処分等を求めることができます。その国民の皆様方がです。それが1点でございます。それともう1点は、

法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思われた場合には、その行政指導の中止等を求めることができる。その是正のための処分を求めることができる場合と、それから今度はそれが法律の要件に適合してないんじゃないかと思われるようなケースの場合は、今度は逆にその行政指導を受けてる時に、その中止を求めることができる。この2点が主な内容として、行政手続法の改正が行われまして、本年4月から施行されるものでございます。その内容に合わせまして、本町の行政手続条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、新旧対照表の方で御説明をしたいと思いますが、まず5ページ以下にございますが、5ページから10ページの前半までは、それぞれアンダーラインの部分が変更になっておりますけれども、字句訂正とか用語の訂正、あるいは文言の訂正そういうことでございますので、説明を割愛いたしまして、10ページの後半、第33条の2項、これが新しく入ってきております。これは先ほど申し上げましたが、こういった法改正に基づきまして、法と整合性をとるためにこういった処分を行う権限を行使する場合には、こういった1・2・3の内容の事項を明記する必要があるということ、ここに記載をしております。11ページに入りますが、中ほど第34条の2としまして、行政指導の中止等を求める。これは先ほど申しました、法令の要件に適合しない行政指導を受けた場合には、その中止を求めることができるという法の規定に準じまして、この条例にもこの部分を明記をしたものでございます。それから開けていただきまして、12ページになりますが、第34条の3、ここが今度は処分等を求める法でございますが、法令違反の事実を発見した場合に、是正のための処分を求めることができる、ということ、ここに規定をしたものでございます。いずれも、先ほど申し上げました、行政手続法の改正と整合性を持たせるために、今回この条例を改正するものでございます。併せまして本文に戻っていただきますが、3ページをご覧ください、3ページの下段に附則といたしまして、この条例は、施行期日は平成27年4月1日から施行すること、いたしますが、その次、あさぎり町税条例の一部の改正を附則でうたっております。これはあさぎり町の税条例の中に手続条例あさぎり町行政手続条例から引用した部分がございますので、本則の改正によりまして、この条例を改正する場合に、この附則の方でうたっております具体的にはここに書いておりますが、4ページでございますが、あさぎり町税条例の一部を次のように改正するというので、第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。この第33条というのは、行政手続条例の第33条でございますので、先ほど本則の方で申し上げました、行政手続条例の改正に伴いまして、その該当する条文がそれぞれ変更されることから、ここに附則として、改正をうたっているものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第6、議案第57号、あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第57号、あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。住民票や戸籍、印鑑登録証明等の交付に係る申請書様式を統一するため、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 町民課長。

●**町民課長（宮原 恵美子さん）** それでは、御説明を申し上げます。裏面をご覧いただきたいと思います。条例改正について朗読をさせていただきます。あさぎり町印鑑条例の一部を改正する条例。あさぎり町印鑑条例の一部を次のように改正する。第15条第1項中「印鑑登録証明交付申請書」を「証明書等交付申請書」に改める。附則この条例は、平成27年4月1日から施行する。別紙に新旧対照表を添付いたしておりますが、今回の改正につきましては、総合窓口化に向けたところの請求者の方の負担を軽減するために、それを目的としまして各種証明書の申請書様式を統一することによりますところの文言の改正でございます。新しい様式をお手元にお配りいたしておりますが、A4サイズになりまして、住民票、印鑑証明、戸籍、裏面に税関係の申請が1枚でできるということになります。これまでは住民票と印鑑証明とか、複数の申請をしていただく場合には、申請書ごとに住所とかお名前とかを書いていただくということになっておりましたが、この様式を統一することによりまして、申請者の住所氏名を1カ所お書きいただくということで済むということになります。これが今回の改正の趣旨でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**議長（橋爪 和彦君）** 質疑なしですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**議長（橋爪 和彦君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（橋爪 和彦君）** 異議なしと認めます。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第7、議案第58号、あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第58号、あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の一部改正に伴い、本条例の一部改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 総務課長。

●**総務課長（小谷 節雄君）** 裏面をお願いいたします。あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。あさぎり町行政財産使用料条例（平成15年あさぎり町条例第57号）の一部を次のように改正する。別表中「第5条」を「第6条」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行する。新旧対照表で、別表の中の第5条を第6条というふうになっておりますが、これは電気通信事業法施行令が改正されまして、この旧の第5条の中に別表中に電気通信事業法の該当する、具体的に電柱とかNTTさんの電柱と申しますか、

そういったものに対しての使用料の金額が、国の方で電気通信事業法の施行令の中に入られております。あさぎり町の行政財産使用料条例の中に、その表を引用しとるのが第5条、今回第6条に変更するわけですが、その施行令を引用しております関係で、その施行令が改正されましたことによって、町の行政財産使用料条例の引用する条文の変更ということで、変わってくるものでございます。具体的な内容は、何ら変更されるものではございません。ということで、今回この条例の改正をお願いするというものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議案第59号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第8、議案第59号、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第59号、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 今回の一部改正につきましては、提案理由にもありましたとおり、法律の一部改正に伴い、3つの関係条例を並列的に改正するものでございます。法律の改正内容につきましては、昨年、議員懇談会時にパンフレットをもちまして、概要を説明しておりますけれども、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することから、関係する部分を改正するものでございます。内容につきましては、3ページからの新旧対照表によって、御説明を申し上げたいと思います。3ページの方ご覧いただきたいと思いますが、まず1つ目が、3ページのあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例でございます。この一部改正となりますけれども、左側の現行の第1条をご覧いただきたいと思いますが、下線部に教育公務員特例法第17条第2項というのがございます。これが教育長の給与等を条例化する根拠規定となっておりますけれども、法律の一部改正により、この条文が削除されましたため、右側のとおり改正をするものでございます。第6条と次ページの第7条の下線部分につきましては、これは法律の条ずれによる改正となります。続きまして5ページの方をご覧いただきたいと思いますが、2つ目が、あさぎり町議会委員会条例の一部改正となります。本来議員提案すべき案件ではございますけれども、根拠法令の改正によるものでございますことから、議会事務局と事前打ち合わせを行い、執行部からの提案とさせていただきます。下線部に示しております通り、教育委員会の委員長を教育長に改正するものでございます。続きまして、6ページの方をお願いいたします。3つ目が、あさぎり町特別職報酬等審査会条例の一部改正となります。下線部の

及び副町長を副町長及び教育長に改正するものでございます。現行の教育長は教育委員会の委員としての特別職の身分、それと教育長としての一般職の身分を併せ持っております。今回の法律の改正によりまして、特別職の身分のみを有することとなりますため、報酬等審議会の審議対象となるということで、今回改正をいたしております。以上が関係条例の改正となりますが、1ページにかえていただきたいと思っております。1ページの下の方の附則でございますけれども、条例の施行日は平成27年4月1日からとしておりますけれども、2項の経過措置によりまして、現教育長が在職する間は改正前の規定を適用するということといたしております。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第9、議案第60号、あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第60号、あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する条例等の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。山林監視員の業務委託のため、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） それでは議案第60号、あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。改正の理由でございますが、まず山林作業業務につきましては、臨時職員を使い直営で実施してまいりましたが、1年を通し、また毎年継続して行う必要がある作業であり、本来、臨時職員を雇用できる業務に当たらないということから、平成27年度から雇用形態を見直ししまして、山林監視業務と併せて森林組合へ委託することとしましたので、関連する条例を改正廃止するものでございます。まず3ページからの新旧対照表によって説明したいと思います。まずあさぎり町町有林管理条例でございます。左側、現行条例では、10条から第13条につきまして山林監視員の設置、それから任期、定数、任務について定められておりますが、今回の山林監視員の廃止に伴い、改正後右側となりますが、管理として第10条町長は、町有林の管理の一部又は全部を事業主に委託することができるものとする。2項、前項の管理委託に必要な事項は別に定める。というふうに改めて、新旧対照表の通り、以下につきましては条文を繰り上げるものでございます。この場合の委託先は、森林組合を考えているところでございます。次に7ページをお願いいたします。あさぎり町林道管理条例でございます。左側、現行の林道管理条例につきましては、第7条の条文中におきまして、林道の維持管理ということで、山林作業員を設置し、山林監視員と共同で林道維持管理するという記述がございます。これを廃止し右側の改正後のように、第3条に林道の管理者として、林道は、町長がこれを管理するという条文を挿入し、以下の条文を繰り下げるものでございます。

それから9ページ、あさぎり町上財産区山林監視員条例並びに10ページのあさぎり町上財産区山林監視員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、山林監視員の廃止に伴い、全文を廃止するものでございます。2ページをお願いいたしまして、2ページの方は附則におきまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。以上で議案第60号、あさぎり町町有林管理条例等の一部を改正する等の条例につきまして説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今回森林組合に委託ということでございますが、森林組合に委託した場合、財政的にもかなり人数的にも減るんだらうというふうに、これは考えますが、どれ位の削減効果があるのか。併せて財産区分についても廃止となると、今回は森林組合に委託した人たちが、町有林も財産区も見えていくということになるわけですね。その場合の経費の案分ってというのは、財産区からはほんならもう全く出さなくていいですか。その経費の支出はどういうふうな割合になるんですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 削減効果ということでございました。現在では27年度の当初予算では12名の方を雇いまして、管理を行っていたところでございますが、26年度ですね。27年度におきましては管理委託ということで、現行の10名の方という形で委託をしようと考えております。ただこれにつきましては、管理費って言いますか管理費とあと委託をするものですから、消費税がかかってまいります。ですので、一般会計と財産区会計を併せて230万ほどちょっと余計にかかるということになります。これについては、管理費の事務費負担分と消費税分ということと考えるところでございます。それから財産区には財産区と町有林の方の山を一緒に見るとということでございますが、基本10名の方を併せて一緒に全体を見ていただいて、その案分につきましては森林面積で案分するというふうに、今年はお願いをしているところでございます。現行では班分けをいたしまして、町有林と財産区ということで、明確に分けたところでやっていただいておりますが、それにつきましては、今回の委託におきまして、分けないところで委託をしたいというふうに考えているところです。これにつきましては、補正予算のところでも債務負担行為で出てまいりますけれども、まだ見直すところがたくさんあるのかなと考えておるところで、債務負担行為の準備につきましても、一たん1年間をその準備に充てさせていただいて、その動向を見ながら、また翌年度から考えていくという形にしたいと考えておりますので、そこのところはよろしくお願ひしたいと思います。質問の答えとしましては財産区町有林につきましては、森林面積で案分をしているということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 経費について分かりました。要は10名雇用ということで、山を知っている人達でなからんとこれがなかなか新しい人を雇っても、山を知らない。どういうことをしていいのかわからないということでは、また困る部分がありますよね、今回。だから従事している人たちをできることなら森林組合にもお願ひして、雇用していただきたい。ただ、今までの勤務状況を見ると、非常に問題があると私は思っています。ですから、私は本当に良い人材であるということであるならば、少ない人数でも十分対応できるんじゃないかと思ってるんですよ。果たして10人もいるのかなというふうにも考えます。1年間で。執行ということであるならば、その間にしっかりと管理を森林組合でしていただいて、十分な働きをしていただく方法をとるのか。あるいはまたもしそれに見合わなかったら、それなりの対応していかないと、こういう時代ですから、その辺は委託をする場合、しっかりと契約の中にもうたい込んでいただきたいなと思っておりますけど、いかがですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） ありがとうございます。1年間の試行っていうか、それでやらせていただいて、2年目からはもっと違う方法はないかということで、いい方法を考えたいと思っておりますので、先ほど言われました委託の管理につきましても、農林振興課の方でしっかりと確認をしながら、契約の方も進めていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第61号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第10、議案第61号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題します。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案61号、あさぎり町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町職員の宿日直勤務の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 御説明いたします。裏面をお願いいたします。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例（平成15年あさぎり町条例第42号）の一部を次のように改正をいたします。第23条第1項中「（救護施設しらがね寮の勤務に当たる職員を除く。）」を削り、「4,200円」を「6,300円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。今回の条例改正で、大元の理由といたしましては、これまで災害発生のおそれがあるようなケース、具体的には大雨警報がでるとか、そういった場合には、まず総務の防災担当とか、各事業課の建設課、農林、上下水道課の担当が、まず待機という形で庁舎につめる状態を行っております。これはあくまでも災害待機でございますので、庁舎にいる緊急時に備えているという状態があります。その後実際災害が発生したようなケースとなりますと、また追加の職員の招集等も行いますが、まず今回に該当しますが、そういった災害等の発生のおそれがある場合に、緊急に関する情報連絡及び応急措置のための勤務を行う、通称我々はさっきから言ってます災害待機と言っておりますが、この勤務につきましても時間外対応、時間外勤務手当の支給対象と

というような扱いをしておりました。ただこれまでの運用といたしましては、それを代休処置をしてきておりましたが、今回から以前ちょっと御説明をいたしました、平日の時間外勤務の振替等は法令上、制度上、ない制度をこれまで運用としてやってきました関係で、そういったことはもうしないという方針を定めております。ということは、こういった災害待機につきましても、振替等で対応しましたが、時間外勤務手当の支給対象になります関係で、今回災害待機につきましても、宿日直手当での対応、先ほど言いましたけど、具体的には災害が出た場合じゃなくて待機ですから、庁舎につめて備えておく状態ということで、宿日直手当の対象にする。こういった事例は他の自治体でもかなりあるものですから、今回そのような方法をするということが、今回のこの条例改正の発端でございます。それに併せまして、そういった関係で、条例の施行規則の見直しを行いまして、今回この改正になったわけでございます。新旧対照表の中で、救護施設しらがね寮の勤務にあたる職員を除くとしておりますが、実はこの他の宿日直手当につきましても、具体的には条例の施行規則の方でうたっております関係で、その整合性をとるために、この文言を条例から削除いたしまして、規則の方に移しております。併せて4,200円を6,300円に上げておりますのは、これは具体的に値上げをしたということでございませぬ、最高額がしらがね寮の宿日直手当の6,300円も含めまして、最大の10時間以上というような宿日直手当につきましても、6,300円ということでございまして、その最高額を条例の中にうたったものでございます。第2項の救護施設しらがね寮の宿日直勤務を命ぜられた云々という部分は、先ほど言いました通り、条例から削除いたしまして、施行規則の方に移したということでございます。それで今回この条例を改正したことによって、変わる部分は先ほど1番最初申し上げました災害待機の部分について、時間外手当、時間外勤務手当の対象から、この宿日直手当の方に移行するというのみでございます。他の部分につきましても、条例、規則の改正によりますけれども、実態は何ら変化がないということでございます。ということによりまして、時間外手当の削減を行いまして、全体的に経費節減につなげるというのが、今回の趣旨ということでございます。以上が本条例改正案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、議案第62号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第62号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。非常勤職員の報酬を定めるため、地方自治法第203条の2の規定により、当該条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 御説明いたします。本条例につきましては、新旧対照表をもちまして御説明をさせていただきたいと思っております。3ページをお願いいたします。3ページの中ほどでございますが、通勤距離が片道5キロ以上である一般職の非常勤職員、現行が月額4,100円を月額4,200円に改正するものでございますが、これは通常の職員、正規職員の例に準じまして、5キロ以上の通勤距離の場合の、通勤手当に該当するところの費用弁償ということで、100円の値上げをするものでございます。以下別表でございます。別表第1でございますが、これは先ほど議案第59号の中でも出てまいりましたとおりでございますが、教育委員会の区分の中で委員長、教育委員長ということが今回削除をして、教育委員会の委員ということで、委員長の欄を削除するものでございます。それからその下15番目で、現行が公民館そして分館長となっておりますが、これ表現といたしまして、公民館の分館長というふうに変更するものでございます。現行の16で山林監視員、これは先ほど議案第60号でも出てまいりましたけども、山林監視員の業務委託するということで、今回この非常勤のもの報酬及び費用弁償の該当から外すということで、山林監視員の欄を削除するものでございます。次に4ページでございますが、4ページの最下段の方でございますが、これにつきまして新規といたしまして、第27番目でございますが、地方自治法第174条の規定による専門委員としまして、文化財専門委員の欄が出てまいります。これ先に教育委員会の方からも全協等で御説明あっておりますが、今回新年度から新たに文化財専門委員を設置するというので、その報酬額を示したものでございます。それから開けていただきまして、別表第2の欄でございますが、それぞれ職種、事務補助、技術補助それぞれでございますが、それぞれ現行から右の改正ご覧の通り額がそれぞれ改正をするものでございます。これ具体的にこの根拠といたしまして、行政職の行1行2等の給料表がございまして、それが昨年改正をいたしております。それぞれ対応しますところの棒給表の改正に合わせて、今回この非常勤職員の報酬等につきましても、改正をするということでございます。その中で下から2段目でございますが、改正の欄で花づくり管理員というのがございまして、これは新規でございまして、これは他の職種等も含めまして、今回先ほどの山林監視員の業務も含めまして、臨時職員等で対応していた雇用形態を、業務委託あるいは派遣と色々改正を行ってまいりましたが、この花づくりに関しましては、そういった委託とか派遣等には馴染まないということで、臨時職員の雇用形態から非常勤の雇用形態に変えたいということで、今回この欄で新しく花づくりの管理員ということで出てまいりました。月額11万6,100円でございますが、これは勤務時間数の臨時職員から非常勤に変わります関係で、勤務時間数の変更がございまして、それに対応いたしまして、その金額の設定をいたしたところでございます。以上が具体的な新旧対照表での改正の内容でございますが、戻っていただきまして2ページの中ほどから附則がございまして、附則といたしまして、施行期日は平成27年4月1日からとありますが、その次に経過措置でございまして、これも先ほど議案第59号と同様でございまして、現在の教育長が在職する場合におきましては、先ほどの別表第1中の教育委員会の欄につきましては、適用せずになおその効力を残すということで、経過措置をうたっておるものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号を採決し

ます。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第63号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第12、議案第63号、あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第63号、あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) 議案第63号について説明申し上げます。あさぎり町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。制定の趣旨でございますけれども、先ほど提案理由にもございました通り、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴いまして、当該部分の改正をするものでございます。制定の内容としましては、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に沿った規定をするものでございます。附則としましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。新旧対照表をお願いします。先ほどの理由によりまして、まず2条の定義のところがございますけれども、父母のところを養父母を含む。以下同じ。を追加するものでございます。それから9号を10号とし、5号から8号までを1号ずつ繰り下げ第4号に次の事項を加えるものでございます。第5号で、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父からの申立てにより発せられるものに限る。)を加えるものでございます。それから3項のところ、下線を引いておりますけれども、(養父母を含む。以下同じ。)が死亡とありますけれども、そこを「と死別」に改正するものでございます。全て、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領等の改正に伴いまして、町もこの条例を改正するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第13、議案第64号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第64号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提

案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法に基づき平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料率を定めるとともに、同法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を遅くとも平成29年4月1日から行うものとするを定めるほか、条文の整備を行う必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第64号について説明申し上げます。あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。新旧対照表をお願いします。この改正の概要でございますけれども、まず所得階層ということで、2条に上げておりますけれどもこの階層につきましては、国が定める標準段階をもとに、各市町村において設定するものでございます。第5期、平成24年度から平成26年度末においては、国の標準の第6階層を段階としておりましたけれども、第6期、平成27年度から平成29年度末においては、所得の水準に応じて、きめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正される標準階層までの6段階から9段階に見直すものでございます。それに伴いまして改正を行うものでございます。新旧対照表で保険料率第2条、平成27年度から平成29年度まで、それと1号から9号まででございますけれども、第1号で介護保険法施行令、第38条第1項第1号に掲げる者3万6,600円。これは年額でございます。月3,050円でございます。それから2号におきましては5万4,900円。月にしまして4,575円でございます。それから第3号、5万4,900円。月にしまして4,575円でございます。それから第4号、6万5,880円。月にしまして5,490円でございます。第5号におきましては7万3,200円。月にしまして6,100円。ここが標準と申します。それから第6号が8万7,840円。月にしまして7,320円でございます。それから第7号が9万5,160円。月にしまして7,930円でございます。それから第8号、10万9,800円。月にしまして9,150円。第9号におきましては12万4,440円。月にしまして1万370円に改正するものでございます。これも3月3日の全協時に配付しました資料で、この第1号から第9号については詳細に書いておりますので、そちらの方を参照をお願いしたいと思います。それから第3条でございますけれども、これは条文の整備としまして、現行では法となっておりますけれども、ここを介護保険法（平成9年法律第123号。）以下「法」という。に改めるものでございます。それから第4条の3項のところでございます。3項のところでございますけれども、先ほど所得の階層でもしておりましたけれども、6階層から9階層に階層するというところで、3項の下線の通りに改正するものでございます。それから次のページをお願いします。今度から新たな介護予防事業ということで、介護予防日常生活支援総合事業というのが開始されますけれども、これを平成29年度まで猶予するというところで、第7条で法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。これが先ほど昨日も説明しましたけれども、今予定としましては、29年早ければ28年をこの事業に変わっていきたいというところで、条文的にはこのような表現をしております。附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。また経過措置としまして、2項で改正後のあさぎり町介護保険条例は平成27年度以降分の保険料について適用し、平成26年度分の保険料については、なお従前のおりとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第65号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第14、議案第65号、あさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第65号、あさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第65号について説明申し上げます。あさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例等の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。改正分が97ページにわたっておりますので、昨日お配りしました資料に基づいて説明させていただきます。まず1で制定の趣旨でございます。これは先ほど提案理由でもありましたけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。制定の内容でございますけれども、第1条のあさぎり町地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する。それから第2条で、あさぎり町地域密着型サービス運営委員会条例の一部を改正する。この2条例におきましては、引用します介護保険法の条項を整備するものでございます。それから第3条の、あさぎり町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。それから第4条、あさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。この3条4条においては、国の基準を一部改正して整備するものでございます。具体的には複合型サービスのうち、訪問、看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスが、看護小規模多機能型居宅介護と定めること等に伴う規定の整備をしようとするものでございます。それから、指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活居住の数、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員等に関する基準を変更するとともに、そのほか所要の規定の整備をするものでございます。附則としまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上をもちまして、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10号 議案第66号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第10号、議案第66号、あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第66号、あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。粗大ごみの収集運搬を実施するため本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 保健環境課長。

●保健環境課長(岡部 和平君) それでは開いていただいて、議案第66号、あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、読み上げさせていただきます。あさぎり町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年あさぎり町条例第114号)の一部を次のように改正する。第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の2条を加える。(粗大ごみの処理手数料)第10条、町が行う粗大ごみの収集、運搬及び処分を希望する対象者の手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。第1号、粗大ごみ(大)1品目につき3,000円。第2号、粗大ごみ(中)1品目につき2,000円。第3号、粗大ごみ(小)1品目につき、1,500円。第2項、前項に規定する手数料は町が徴し、粗大ごみに貼るシールの購入により手数料の納付とみなす。第3項、町長は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。(粗大ごみシールの購入場所)第11条、粗大ごみに貼るシールは、あさぎり町役場及び各支所で購入するものとする。附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。27年4月1日から、区長会等から要望がありました独居高齢者世帯等の粗大ごみの収集を実施したいと考えておりますが、本来自分でクリーンプラザ等に搬出していただくものでございますので、処理にかかる費用のおおよそ50%を負担していただくということで、手数料をいただくように考えております。そのために、この条例を改正するところでございます。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、田原議員。

○議員(13番 田原 健一君) 粗大ごみの搬出場所はどこでございましたか。

◎議長(橋爪 和彦君) 保健環境課長。

●保健環境課長(岡部 和平君) 希望される方は、希望される方の自宅で、業者がそこまで行って、クリーンプラザ等に持っていくということで考えております。

◎議長(橋爪 和彦君) 13番、田原議員。

○議員(13番 田原 健一君) その時の手数料はこの手数料でよろしいのでしょうか。

◎議長(橋爪 和彦君) 保健環境課長。

●保健環境課長(岡部 和平君) その時の手数料が3,000円から1,500円までということになります。

◎議長(橋爪 和彦君) ほかに質疑ございませんか。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 素朴な質問で申し訳ないんですけども、この大中小は本人が勝手に決めてもいいもんですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 大中小の区分については、あさぎり町粗大ごみ収集等に関する要綱というのを制定する予定でございます。その中で、それぞれの品物ごとに大に該当するもの、中に該当するもの、小に該当するものということで、要綱とはまた別でございますけれども、料金と品目の区分ということで、決めさせていただきたいというふうに考えています。

◎議長（橋爪 和彦君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしとします。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16 議案第67号～日程第17 議案第68号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第16、議案第67号、あさぎり町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてと、日程第17、議案第68号、あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第67号、あさぎり町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてと、議案第68号、あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案させていただきます。提案理由を申し上げます。議案第67号について、公営住宅家賃債権の法的性質は、最高裁判所判決により、私債権と解するのが相当のため本条例の一部を改正する必要があります。議案第68号について、平成27年3月完成予定の須恵中央ハイツ5棟の管理のため本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

●建設課長（石塚 保典君） 議案第67号、裏面のページ1ページをお願いいたします。上から2行目の括弧書き、（あさぎり町営住宅管理条例の一部改正）、それから中ほどの見出し括弧書き、（あさぎり町営賃貸住宅管理条例の一部改正）3行飛ばしまして、（あさぎり町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正）以上3件の条例につきましては、改正内容が同じということから、一括して提案するものでございます。改正内容の説明の前に、債権の分類については町税、介護保険料等の公債権と、住宅、水道料等の私債権に分かれます。今回改正します条文延滞金の徴収については、地方自治法第231条の3によりまして、普通公共団体の長は条例の定めるところにより、延滞金を徴収できるとしておりますが、この条文は、町税等の公

債権に適用されるもので、住宅使用料等の私債権には適用されないと解されます。このことから、住宅管理条例等で定められている延滞金の徴収という条文を、今回削除するものでございます。2ページからの新旧対照表で改正内容について説明いたします。まず、町営住宅管理条例の左が現行の、第19条の見出し括弧書き（督促、延滞金の徴収）を、右側改正後（案）のとおり、（督促）に改め、現行下線部分第19条の2項3項それから附則の6項につきまして、延滞金の納付減免特例についての条文を削除する改正案でございます。続きまして4ページをお願いいたします。あさぎり町営賃貸住宅管理条例の改正案で、現行の第11条中、下線部分、延滞金の徴収を削る改正案でございます。次に5ページをお願いいたします。特定公共賃貸住宅管理条例の改正案で、初めに説明いたしました、町営住宅管理条例の改正案と同じで、現行見出しの括弧書き、（督促、延滞金の徴収）を（督促）に改正し、第18条の2項3項、附則の5項を削除する改正案でございます。1ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第68号の説明を行います。裏面のページ1をお願いいたします。あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を次のように改正する。本条例第2条で、単独住宅の設置が別表で定められております。その別表を改正するもので、上の表、別表中、須恵中央ハイツA-1からのA-5までの5棟を、下の表、B-1からB-5までの5棟を追加する改正案でございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第67号と議案第68号において、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって討論がなければ、直ちに採決を行うことに決定しました。議案第67号と議案第68号において討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで議案第67号と議案第68号についての討論を終わります。これから議案ごとに採決を行います。まず議案第67号、あさぎり町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案の通り可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に議案第68号、あさぎり町営単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第69号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第18、議案第69号、あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第69号、あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。排水設備設置に関して適正な取り扱いとするため、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申

上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは議案第69号、あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。あさぎり町下水道条例（平成15年あさぎり町条例第167号）の一部を次のように改正する。第5条に次の1項を加える。3、町長は、第1項の申請者が受益者分担金を納付しないときは、当該排水設備等の公共下水道への接続を拒むことができる。これは今回の改正は、現行の条例では、下水道分担金の未納者であっても、接続申請が出されると接続を拒むことができないために、納付いただいている方と不公平を生じることになっておりました。排水設備の計画書が提出される際に、滞納者の接続を拒み、納付を促すことができるようにするために、条例の一部を改正するものでございます。2ページの新旧対照表をお願いいたします。（排水設備等の計画の確認）の第5条の中に、3項を加えるものでございます。1ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するとなっております。これで説明を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） なしですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。従って議案第69号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第70号、あさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第70号、あさぎり町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。受益者分担金に関し適正な取り扱いとするため、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 議案第70号、あさぎり町下水道受益者分担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。今回の改正につきましては、分担金の賦課対象としている建物等の定義の曖昧さから、空き地や空き家、倉庫等について個々の判断に差異が生じるようになっておりましたので、条例を一部改正するものでございます。2ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条で現行、分担するとなっておりますのを、負担すると改めております。分担金の賦課及び徴収におきまして、第6条に2項、前項により分担金を賦課する建築物等は、賦課対象区域に汚水を排除する設備を有し、かつ、使用されている建物等とする。3項として、賦課対象区域の汚水を排除する設備を有しない建築物等については、汚水を排除する設備を設置し、かつ、使用する時から賦課するを追加するものでございます。これによりまして、賦課対象と、賦課の時期を明示することとなりました。このため2項と3項をそれぞれ4項と5項に改め、4項中、前項となっていたものを、第1項とするものです。分担金の徴収猶予につきまして、3ページをお願いいたします。第6条に追加をした関係で、猶予の対象となっている3号の建物等で使用さ

れていない場合というのが、賦課時期をうたっておりますので、今回この3号については削除をし、4号が3号となります。(延滞金)第11条の町長は、第6条第2項のとなっておりますが、第6条に追加しておりますので、6条第4項とするものでございます。1ページをお願いします。附則として、この条例は、公布の日から施行するものとしてでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) 昨日の全員協議会におきまして、田原議員から下水道を無断で接続した場合に、罰則はないのかとの質問があった際に、無断で使用された分の3倍の料金を賦課するというふうにご回答しておりましたが、あさぎり町下水道条例第42条で、偽りその他不正行為によって使用料等の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額が、5万円を超えないときは、5万円の過料に処するとなっておりますので、訂正させていただきます。

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第71号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第20、議案第71号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第71号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案します。提案いたします。提案理由を申し上げます。今後の消防団員数が定数に満たないことが見込まれるため、本条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 裏面をお願いいたします。あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例でございます。あさぎり町消防団条例(平成15年あさぎり町条例第175号)の一部を次のように改正する。第2条中「720人」を「700人」に改める。附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。新旧対照表でございますが、現在の消防団員数の状況等をちょっと、この場で報告をしたいと思います。現団員数は674でございますが、今年度末から新年度にかけての団員の入退団等の状況を見込み、各分団から幹部会において報告がっておりますが、その集計によりまして、本年4月1日現在見込み数といたしまして、14名減の660になる見込みでございます。その内訳といたしまして、機能別消防団員が10名ということで、女性消防隊を含めますところの一般団員が650名。機能別消防団員が10名。合わせて660名の見込みでございます。現在720名の消防団員の条例定数からしますと、そこで60名の差が出てまいります。消防団員の条例定数によりまして、1名約2万5,000円ほどの各種共済負担金等を含めまして、2万5,000円程度の共済組合等への負担金が発生いたします。これは実団員数でなくて、条例定数に基づきまして発生しますので、27年度の見込みとして約60人分の

差額と申しますか、それが発生するという1面がございます。併せて今後、消防団員数を勿論減らしていくという意味ではございません。消防団員数は極力維持あるいは増やしていく。そして消防団の機能の充実・強化を図っていくところでございますが、先ほど申し上げました660名と、見込みと60名の差があるので、そこに財政的な無駄と申しますか、そういうのが発生します関係で、そういったことを総合的に勘案いたしまして、これ消防団の幹部ともここ数カ月、ずっと議論をしてきた結果でございますが、機能別消防団員数の50名という上限枠でございますので、今後一般団員も含めてでございますが、機能別消防団員の確保も目指していくという観点から、団員650名一般財源の現在の650名を極力維持、機能別消防団員数も50名を今後確保していくという、そういった観点から、総数を700名というのを、ひとまず団員の定数として目標として定めたいというのが、消防団としての考え方でございます。それに基づきまして、町といたしましても今回、団員の定数を700名というふうに改正をさせていただきたいというものでございます。以上でございます

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第72号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第21、議案第72号、あさぎり町庁舎建設基金条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第72号、あさぎり町庁舎建設基金条例等を廃止する条例の制定について、提案申し上げます。提案理由を申し上げます。現在、使用していない基金条例の廃止をする必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（恒松 倉基君） まず、この廃止する条例を提案するに至った理由を申し述べたいと思いますが、9月議会の決算認定の折に、現在使用していない基金条例については、廃止して整理する必要があるのではないかというようなアドバイスをいただきました。帰って検討しましたところ、基金条例については、時代に合ったものを議会に提案して、議会の皆さんの御理解の上に、議決するのが適当であるというようなことから、古い基金条例については廃止する方向で検討させていただきました。廃止する条例につきましては、まず第1号、あさぎり町庁舎建設基金条例。これにつきましては合併時に設置しておりましたが、合併後、これまで基金の積み立てがなされておられません。ほかに公共施設整備基金というのを、あさぎり町設置しておりますので、そちらの方で現在公共施設の整備につきましては、基金を設置して運用しておることになります。それから2号から4号でございますが、まず社会福祉振興基金条例、それから中山間ふるさと・水と土保全基金条例。それから川辺川土地改良事業基金条例。この三つにつきましては、合併前に旧町村時代に設置して運用されておったと思いますが、合併後設置はしましたものの、1回も使用してい

ないというようなことから、今回廃止をお願いするものでございます。それから第5号でございますが、地域活性化・生活対策臨時交付金事業基金条例、これにつきましては、平成20年度でこの交付金がまいりまして、その交付金を一たん基金に積み立てて使用したということから、現在は残高がゼロというようなことになっております。以上のことから、この5本につきまして廃止をお願いし、基金条例をなくし、整理するというようなことをお願いするものでございます。それから1ページ以降につきましては、参考までに現行条例を添付しておるところでございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
日程第22 議案第73号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第22、議案第73号、平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第73号、平成26年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について提案いたします。平成26年度あさぎり町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,122万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,770万9,000円とする。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（恒松 倉基君） 第2項から朗読させていただきます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。（債務負担行為の補正）第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第4条 地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。6ページをお開きいただきたいと思います。まず上から2段目から、事業名の後に地方創生というものを掲げております。この地方創生に関しましては、平成26年度、国の補正予算によりまして、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金というようなことで、我々臨時交付金と呼んでおりますが、その分が国から交付されるというようなことから、事業組み立てを行っておるものでございます。その分につきまして、26年度予算でございますので、26年度で予算化いたしまして、その部分を全額繰り越して、27年度で使用するというようなものになります。具体的には、人口ビジョン・総合戦略策定事業、それから生活応援商品券事業、子育て応援商品券事業、一つ飛ばしまして、農業支援センター事業、おまけ付き商品券発行事業補助金、販路開拓強化事業、観光振興対策事業、結婚子育て支援事業、以上が地方創生に関するものでございます。上からその他のものとしたしまして、1番上からいきますと、庁舎改修事業でございますが、これが年度内に完成が見込まれないというようなことから、今回繰越明許をお願

いするものでございます。それから上から5段目になりますか、経営体育成支援事業補助金、これは県の交付決定が3月中旬ということになりますので、事業完了が年度内に見込めないというようなもので、繰越明許費をお願いするものでございます。それから下から6段目になりますか、道路維持事業でございますが、これにつきましては、県工事施工中のため、迂回路の確保ができないというようなことで、年度内に完成が難しいということから、繰越明許をお願いするものでございます。その下橋梁補修事業、これは理由が二つございまして、点検に関するものにつきましては、点検を行う車、点検車ということでございますが、その確保が困難なことから、年度内に確保が見込めない。それから設計に関しましては、他の町村で交付金が余ったというようなことから、あさぎり町で受け入れないかというようなことに手を挙げまして、交付金が余分に来るとようなことから、その事業を行うものでございます。その下でございますが、道路改良・歩道事業につきましては、年度内に完成できないというようなものでございますが、路線名を申しますと、補助事業に関する部分につきましては4路線ございまして、須恵中央線、今井中学校線、岡原免田線、堂の下線でございます。それから単独事業としまして環状線というようなことになっております。その下でございますが、特別支援学級備品購入事業というようなことで、今回の補正に予算計上をさせていただいておるところでございます。これが春休み期間中に行うというようなことでございますので、年度内完了が見込めないということから、繰り越しをお願いするものでございます。その下、給食センター設備修繕費でございますが、これにつきましても、春休み期間中に修繕を実施するため、年度内完了が難しいということでございます。それから公共施設災害復旧事業でございますが、これも先ほどありました県工事が実施中のため、迂回路の設定が困難というようなことから、繰越明許をお願いするものでございます。それから次7ページ、第3表 債務負担行為補正でございますが、まず全般的に話をしますと、3年間を同一の相手方と契約するため、債務負担行為が必要というようなことで計上するものでございます。何で26年から設定しているのかというようなことでございますが、26年度中に準備行為が必要なために、26年度から設定をしておるとようなことです。実際の金額につきましては、当初予算で出てくるというようなこととなります。1番上の町有林管理業務委託につきましては、単年度契約でございます。これは先ほど農林振興課長から話がありました通り、1年間色々やってみてみるというようなことで、話があったところでございますが、準備行為のために26年度から設定を行っておるとようなことでございます。それから8ページでございますが、第4表 地方債補正でございます。臨時財政対策債、この額が決定しております。これが3億8,100万でございますので、当初3億円を計上しておりましたが、8,100万円増というようなことで、今回補正をさせていただくものでございます。道路整備事業につきましては、合併特例債を充てております。こちらの方480万円の増というようなことで、地方債の補正させていただきます。それから消防団施設整備事業、これにつきましては、過疎債を充当しておりますが、150万円の減というようなことで、地方債の補正をさせていただくものでございます。11ページになりますが、上から2マス目になります。目1の地方揮発油譲与税でございますが、これは現在収入額が2,458万2,000円。これに3月交付見込み分を加えて、3,736万8,000円を見込んでおります。当初予算額と13万円不足いたしますので、今回減とさせていただきます。それから目1自動車重量譲与税でございますが、これは現在収入額が5,706万3,000円でございます。3月收入分を見込みまして、8,181万7,000円というような見込みを立てておりますが、567万7,000円減となるというようなことから、今回減額補正をさせていただくものでございます。それから下から2段目でございますが、目1利子割交付金でございます。これが現在収入額が142万7,000円というようなことで、3月交付分を合わせまして187万2,000円を見込んでおります。現在見込み額から56万7,000円ほど不足いたしますので、今回減額補正をさせていただくものでございます。それから1番下でございますが、目1自動車取得税交付金でございます。

これにつきまして、現在収入額が660万5,000円でございます。3月交付分見込みまして1,047万7,000円を見込んでおりますが、304万5,000円ほど不足するというような見込みでございますので、今回その分を減額させていただくものでございます。次12ページをお開きいただきたいと思いますが、地方交付税でございます。財源調整のために今回2億1,683万1,000円を計上させていただいておりますが、現在予算計上額が、この地方交付税の中には2億円の特別交付税が含まれております。普通交付税だけでいきますと、52億3,343万7,000円ということです。実際交付決定がなされておりますのが、54億4,003万8,000円ということで、留保財源として現在2億660万1,000円を確保しているところでございます。次15ページをお開きいただきたいと思いますが、1番上の方からいきまして、14国庫支出金の中の、目7総務費国庫補助金でございます。説明の欄見ていただきますと、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金というものでございます。これが7,868万2,000円。これが地方創生の一環といたしまして、国から交付されるものでございまして、タイプとして2タイプございます。地域消費喚起生活支援型が4,048万8,000円でございます。地方創生先行型といたしまして、3,819万4,000円で合わせまして、7,868万2,000円ということで、今回予算計上させていただいております。先ほど申しましたとおり、この額につきましては、全額27年度に繰り越して、27年度で収入し使用するというようなものになります。それから16ページをお開きいただきたいと思いますが、15県支出金の1番下の、目3総務費県負担金でございます。ふるさと寄附負担金でございますが、これは県の方にふるさと寄附がなされまして、あさぎり町の分はいくらだよというようなことで、意向が示された分については、県からあさぎり町に負担金として入ってくるものでございます。これが100万円計上しております。実際収入しておるのも100万円というようなことになります。その下でございます。15の県支出金の中の、目1総務費県補助金でございますが、1番上の節1の生活交通維持・活性化総合交付金でございます。これにつきましては、地方バスに対する県の補助金でございまして、当初予算で平成25年度の実績を26年度の見込みといたしまして計上しておりました。その額が25万5,400円でございます。実際の交付決定額が25万8,700円でございますので、3万3,000円分を今回計上させていただくものでございます。その下でございます。土地利用規制等対策費補助金でございますが、これは1万平米以上の土地の移動に関して、県知事に届け出義務がございます。その分を町で取り扱う事務として、補助金が参っております。予算としまして2万円を計上しておりましたが、交付決定額2万1,000円でございますので、1,000円を計上させていただくものでございます。それから18ページをお開きいただきたいと思いますが、真ん中のますでございます。15県支出金の中の目1総務費県委託金でございますが、これは統計調査に関する交付金でございます。これについては、実績により予算計上をさせていただいておるところでございます。それから19ページの中ほど、ちょっと上になりますが、17の寄附金、目2の指定寄附金の中に、ふるさと寄附金というのがございます。70万円計上させていただいております。先ほど県から来るものと違まして、こちら直接町の方に寄附があったというようなもので70万円、合計の今回170万円を計上させていただいております。当初計上分が30万円でございますので、合計額200万円というようなことで、件数にいたしまして13件というようなことになります。それから20ページでございますが、第4表で説明いたしましたので、詳細は担当課から説明があるかと思いますが、臨時財政対策債、これが8,100万。それからあさぎり駅前整備事業債、これが減額の950万。それから道路橋りょう債、これが480万。消防施設整備事業債、これが減額の150万円というようなことで、今回予算計上させていただきました。歳出にまいります。22ページでございますが、目7の企画振興費、これが補正額816万2,000円になりますが、需用費の減額、消耗品でございますが、実績に応じまして、執行残の20万円を減額させていただくものでございます。それからその下、スマートインターチェンジ整備準備室職員派遣負担金というよう

なことで、1万円計上させていただいております。これはスマートインターチェンジの事務を行うために、錦とあさぎり町と多良木で職員を1名派遣しまして、その人件費分を3町で均等に負担するというようなことで、当初予算で255万1,000円を計上しておりました。実際錦から派遣しておりますので、錦から請求がありましたのが、256万782円でございますので、256万1,000円というように1万円足りませんので、今回予算計上させていただくものでございます。それからその下、くま川鉄道安定化補助金でございます。施設整備を3月補正予算で毎年計上させていただいております。9月補正で赤字補てん分、3月補正で施設整備というように、系統的に計上させていただいております。これにつきましては、総額3,900万円というように施設整備がなされておりますが、その内負担割合に応じまして、あさぎり町負担分が835万2,000円というようになります。その下でございます。目8の電子計算費でございますが、総合行政システム使用料を38万9,000円減額させていただいております。これは、これまで税務課の方で行ってございました土地改良、百太郎の事務が必要なくなったということから、電算システムから外したというように減額としまして、38万9,000円を減額するものでございます。それから目14基金費でございますが、ふるさと基金積立金、これは先ほど申しました、今回入ってきました170万円分を計上させていただいております。それから、その下のまちづくり基金積立金につきましては、減額分これは後ほど会計管理者の方から歳入の方で説明がございます。それから、次ページの上から2段目の説明でございます。財政調整基金積立金でございますが、今回の補正予算で、財政調整基金の方に5,000万円を積み立てる予定でございます。ただ今回、減額分、先ほどのまちづくり基金と一緒に、会計管理者から説明があると思いますが、減額分が39万3,000円でございますので、差額の4,960万7,000円をここに計上するものでございます。実際の積み立てといたしましては、5,000万円の積み立てを考えておるところでございます。その下、目15地域情報通信基盤整備推進事業費でございます。これにつきましては、特定財源内訳のところを見ていただきますと、その他のところに27万8,000円計上されております。これは光ファイバーケーブルの起債分、災害に遭った部分の保険金がおりましたというように、その分計上させていただきまして、一般財源をその分落とすものでございます。それからその下目17、地方創生費というように、新たに目をつくっております。補正額といたしまして1,282万7,000円計上させていただいております。これには臨時交付金分を1,000万円、一般財源分を282万7,000円計上させていただいて、使用させていただくものでございます。内容につきましては、まず人口ビジョンの策定と、総合戦略の策定が義務づけと言いますか、なんて表現すればいいですかね。しないと、国の財政支援措置が受けられないというように、この策定を行うものでございます。その中に空き家調査も含めまして、実施するというようなこととなります。空き家調査につきましては、将来の移住者対策にも利用できないかというように、今回調査を行うものでございます。報酬につきましては、この総合戦略とか人口ビジョンの策定に当たっては、審議会等を設置して意見を聞きなさいというようになっておりますので、まちづくり審議会を、あさぎり町は設置しておりますので、このまちづくり審議会で、色々御議論をいただきたいというふうに考えております。その下、空き家調査委員の報酬でございますが、90万円計上しております。その共済といたしまして、16万円。あと臨時職員賃金、それからその通勤手当というように76万6,000円。これは空き家調査に関する部分でございます。それから旅費の中の費用弁償につきましては、先ほどのまちづくり審議会委員さんの費用弁償を計上しておるところでございます。その下の普通旅費につきましては、この事務の必要経費といたしまして、5万5,000円を普通旅費として計上させていただいております。需用費の消耗品から公用車燃料費、それから印刷製本費につきましても、この策定費用または空き家調査のために使用する事務経費として計上させていただいております。印刷製本費につきましては、総合戦略を策定した後に印刷をしたいというように

ことで、予算を計上させていただいております。郵送料につきましても、事務の必要経費といたしまして、5万円を計上させていただいております。先ほど申しました人口ビジョン、それから総合戦略の委託料、それから空き家調査委託料として委託料950万円を計上させていただいたものでございます。14の使用料及び賃借料、これにつきましては、事務の必要経費といたしましてパソコンリース料、それから公用車が足りないということから、公用車借上料として計上させていただいております。それから25ページをお開きいただきたいと思いますが、款2の総務費の中の、真ん中の枠でございますが、ここににつきましては、統計調査、先ほど実績に応じまして交付を減額または増額させて、歳入につきましてさせていただいておりますが、減額につきましては実績に応じまして、工業統計調査費、減額の1万5,000円。それから経済センサス基礎調査・商業統計調査費、これにつきましても24万1,000円を減額させていただくものでございます。それから一番下の目7、全国消費実態調査費。これにつきましても、実績に応じまして減額させていただくものでございます。それからその一つ上になりますが、目6、農林業センサス費でございます。これ調査員の報酬を12万2,000円増額させていただいております。それから高速道路使用料を5,000円計上させていただいております。これは県から来ます交付金でございますが、これが調査票の単価が上がったということから、1,000円から1,420円に上がったということから、調査員報酬を12万2,000円を計上させていただいたものでございます。出張旅費につきましては、その経費高速道路の使用料ということで、計上させていただいております。これが2月1日現在で調査を行っておりますが、まだ調査の途中段階でございますので、まだ事務の執行段階というようなことから、今回予算を計上させていただいたものでございます。それから37ページの真ん中、ちょっと下になりますが、下水道費、目1の下水道費でございます。ここに繰出金を1億5,040万6,000円計上しております。40万6,000円については、下水道課長から話があるかと思いますが、1億5,000万につきましても、将来特に平成29年度から先の下水道の会計が非常に不安だということから、下水道会計に減債基金を積んでいただきたいというようなことで、追加で積ませていただきたいということで、繰り出すものでございます。それから最後になりますが、40ページをお開きいただきたいと思いますが、款11の公債費でございます。目1の元金、目2の利子でございますが、これは記載しております資金の利率見直し、例えば15年返済でございますと、10年間固定で後の5年間を見直しというような場合がございます。その場合に、利子が安くなったということから、今回減額補正をさせていただくものでございますが、元金につきましては、元利均等償還の場合には、利子が安くなれば元金の方が上がってくるということになります。そのために元金の方が212万4,000円増えまして、利子の方が減額の1,194万8,000円減額させていただくものでございます。企画財政課関係は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。10分間です。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時37分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） それでは総務課分の御説明をしたいと思います。まず6ページをお願いいたします。先ほど繰越明許費の話ありましたが、その中で一点説明を追加したいと思います。1段目の庁舎改修事業でございますが、7,900万ほど繰り越しをさせていただく予定です。これにつきましては、もう現在ほぼ見込み額等は算定をいたしております、その中で約1,500～1,600万ほど予算からの残が出る見込みでございます。現時点では、その中で、屋外のキュービクルの方を一応計上しておりますが、そ

これは今回の工事ではしないで、1年間実際の空調機等が変わった後も運用等を見て、そして必要があればその改修もした方がいいということが、設計さんあたりの現在の見解でございます。ということで、今回の工事ではないところでの変更になる現時点で見込みでございます。それを含めまして、1,500~1,600万ほどの予算残が出る見込みでございますが、その中で、今回の3庁舎を2庁舎に集約するという中で、福祉センターの方に入る、その福祉センターの方の現状維持で今のところ計画しておりますが、どうしても不都合な部分が若干出てまいりますので、今からこれは集めるわけでございますが、数百万程度の、ちょっとした小規模の補修、手直し等を福祉センターの方にも入れておいた方が、今後の実際の執務室としての運用では今回そういった方がいいだろうというような判断を、現時点ではしています。その付近のつめを現在やっておりますが、今回のこの繰り越しの中で、そういうふうな変更も念頭に置いて、今ちょっとその最後の詰めを行っているという、そういう状況であるということ、この場をかりまして追加で御報告というふうにさせていただきたいと思っております。それから、12ページをお願いをいたしたいと思っております。12ページの最下段の方でございますが、目の消防負担金でございますが、これは説明の通り、県道皆越免田線の改良工事に伴いますところの、防火水槽の移転負担金としましての251万5,000円でございます。その下総務費負担金でございますが、これは派遣職員の負担金で、具体的には公立多良木病院と、それから定住自立圏関係で人吉市と2名今現在、本町から派遣しておりますので、その人件費として各関係自治体からの負担金として受け入れるものでございます。それから15ページでございます。15ページの上段、目の4、消防費国庫補助金でございます。これ防火水槽の整備費補助金といたしまして、実績に応じまして84万4,000円の減でございます。それから22ページをお願いいたします。歳出にまいります。最上段でございますが、議会費につきましては費用弁償、これ見込み額によりまして減額でございます。款の2総務費の中で、目の1一般管理費それぞれ減額増額でございますが、その中でこれは給料を特別職給料を35万7,000円減、これは町長、副町長の減額分ということで、今回予算計上でございます。3の職員手当につきましては、今回の退職者分関係しますところの、退職手当の特別負担金でございます。それから目の2文書管理費につきましては、説明のとおり共済費の増でございます。目の6財産管理費につきましては、11の需用費といたしまして、燃料費、電気料それぞれ見込みで減額でございます。工事請負費でございますが、これは先ほど地方創生の中での、庁舎の中にベビーチェアとかベビーシート、これ子育て支援関係の経費といたしまして、地方創生との事業の中で行うものでございます。開けていきまして24ページをお願いいたします。中ほど以下、総務費の中の目3衆議院議員総選挙費、これは昨年12月14日執行されました総選挙費の精算分として、各施設それぞれの見込み額の減額でございます。目の6農業委員会の選挙費でございますが、これは本年の4月5日執行予定でございますが、その本年度中に、3月中に執行予定の経費につきまして、それぞれ報酬以下予算の計上をさせていただいたものです。新年度につきましても、また当初予算で残りの分の計上を予定をしておるところでございます。それから37ページをお願いいたします。最下段の消防費でございますが、目の2非常備消防費でございます。1の報酬から38ページにかけまして、それぞれ各節ごとに減額しておりますが、それぞれの見込み額で、減額をさせていただいたものでございます。目の3消防施設費につきましては、13の委託料で設計委託料、これ防火水槽の設計委託料で、入札残の減でございます。19負担金につきましては、水道工事に伴いますところの消火栓の設置を行っておりますが、その負担金として260万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。それから41ページをお願いいたします。41ページ以下、給与費明細書でございますが、まず41ページの特別職、一番最下段の比較の中の下から2段目、その他の特別職が127万3,000円の減、それからその右の段で下から4段目の、長等が35万7,000円の給料の減。これは特別職の増減の減でございます。それから開けていただきまして、42ページが一般職でございますが、職員手当共済費等でございますが、その内訳は、それ

それ42ページの中以下、それから43ページの方に記載している通りの内訳でございます。以上が給与費明細書になります。総務課は以上でございます。よろしくいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 会計管理者。

●会計課長(上淵 幸一君) それでは会計課所管の補正の説明をさせていただきます。歳入の方の説明でございます。18ページをお願いいたします。款16の財産収入利子及び配当金でございます。当初予算で5,344万1,000円計上しておりました。12月に国債等の売却で増額補正をいたしておりましたが、利子分につきましては、そのまままだ売買の可能性もあるということで、取り扱いをしておりませんでした。今回3月で調整をさせていただくものでございます。財政調整基金費、それから公共施設整備基金、まちづくり基金、それぞれ減額補正をお願いするものです。以上です。

◎議長(橋爪 和彦君) 税務課長。

●税務課長(豊永 憲二君) それでは税務課所管分について説明いたします。11ページをお願いいたします。歳入の説明になります。目1軽自動車税、節2滞納繰越分です。実績見込みより下回るために、93,000円を減額するものであります。ほかの税目と比較して小さい金額でありますので、長期にわたる滞納のため、収入が見込めないものであります。以上、歳入の説明は終わります。歳出の説明をいたします。24ページをお願いします。目1税務総務費、節13委託料になります。地籍の成果として、法務局に備えつけの図面の修正委託業務であります。今年度は実績がないために減額するものであります。それと軽自動車税につきましては、電子申告による業務を計画しておりましたが、法令等によりまして制度改正に伴い、全国的に統一的な電子申告を図るという計画があるために、減額となっております。以上で説明終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 町民課長。

●町民課長(宮原 恵美子さん) 町民課所管の補正予算について、御説明申し上げます。まず12ページをお願いいたします。中ほどです。款12分担金及び負担金、目2衛生費負担金のうちの、養育医療費保護者負担金でございます。これは実績見込みによりますところの22万9,000円の減額でございます。対象者3名の分でございます。次のページ、款13使用料及び手数料、目1総務手数料のうちの住民票手数料でございます。これは収納見込みによりますところの、19万3,000円の減額をお願いするところでございます。14ページをお願いいたします。款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金ですが、節3保険基盤安定負担金、これは国民健康保険保険基盤安定国庫負担金分です。平成26年度の額の決定に伴うところの補正でございます。80万8,000円です。その下でございます。目2衛生費国庫負担金、養育医療費国庫負担金でございます。平成26年度の交付見込み額と、平成25年度の追加交付によりますところの13万円の減額補正でございます。次のページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、款14国庫支出金、目1総務費国庫委託金の中で、中長期在留者住居地届出等事務委託金でございます。交付決定に通知に伴いますところの8,000円の減額でございます。下段になりますけれども、款15県支出金の目1民生費県負担金です。後期高齢者分保険基盤安定拠出金でございます。こちらも平成26年度の額の決定に基づくところの減額でございます。141万4,000円の減でございます。次のページをお願いいたします。上の方から、節4保険基盤安定負担金、これも国民健康保険基盤安定県負担金でございますが、平成26年度の額の決定に基づくところの増額で、592万9,000円でございます。続きまして、目2の衛生費県負担金です。養育医療費県負担金でございますが、こちらも国の方と同様で、平成26年度の交付決定見込み額と平成25年度の追加交付によりますところの6万7,000円の減額を補正させていただきます。次のページをお願いいたします。目3衛生費県補助金の中の節2でございます。乳幼児医療費補助金でございます。交付額の確定によりますところの減額でございます。129万6,000円の減となります。続きまして歳出をお願いいたします。24ページをお願いいたします。中段になりますけれども、目1、戸

籍住民基本台帳費でございます。これは歳入の方で御説明申し上げましたけれども、住民票の手数料及び中長期在留者住所地届出等事務委託金の、減額補正によりますところの財源の組み替えでございます。26ページをお願いいたします。上から2段目になります。後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計への繰り出しになります。188万4,000円の減額でございます。中ほどになります。国民健康保険事務費でございます。国民健康保険特別会計繰出金でございます。1,377万2,000円です。これ法定内の繰り出しとなります。次のページをお願いいたします。下段になりますけれども、目3子ども医療費助成事業費でございます。節20の扶助費です。子ども医療費給付金でございます。882万9,000円の減額をしております。今回、平成26年度は償還払いとあわせまして、対象者を中学3年生まで引き上げることにによりますところの増額を見込んでおりましたけれども、2月までの支払い状況を見ました時に、見込み額下回りますので882万9,000円の減額補正をするものでございます。30ページをお願いいたします。款4衛生費、目10養育医療費でございます。養育医療費給付費になりますが、こちらも実績の見込みによりますところの121万5,000円の減額でございます。対象者3名分でございます。以上で、町民課所管についての説明を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) 福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。12ページをお願いいたします。歳入の方から説明してまいります。款の12の分担金及び負担金ということで、目1の民生費負担金385万6,000円減額補正しております。節の1で児童福祉費負担金ということで、保育所児童措置費負担金571万8,000円減額しておりますけれども、これは私立保育園の保育料の減額でございます。当初見込みよりも減額するというので、補正するものでございます。それから広域入所運営費負担金ということで238万9,000円増額補正しております。他の市町村からの、町立保育所への運営費実績見込みを計上しているところでございます。それから、節の4の身体障害者福祉費負担金ということで、52万7,000円減額しております。これは巡回相談支援事業町村負担金ということで、4つの町村で運営しておりますけれども、その実績見込みによりまして、52万7,000円を減額するものでございます。次のページをお願いします。款の13の使用料及び手数料、目2の民生使用料、節2の保育所使用料で94万3,000円減額しております。これは町立保育所の保育料でございますけれども、これまでの実績見込みによりまして94万3,000円を減額するものでございます。14ページをお願いします。上段からでございます。款の14国庫支出金、目1民生費国庫負担金1,514万1,000円減額するものでございます。各節で上げておりますけれども、各事業ごとの交付申請等によりまして、現予算では増減が出ましたので、それを増減補正するものでございます。まず節2で身体障害者福祉費負担金で30万、それから節の4児童福祉費負担金698万7,000円の減、それから節5の児童手当国庫負担金926万2,000円減額するものでございます。次に項の2の国庫補助金、目1の民生費国庫補助金で671万1,000円減額補正するものでございますけれども、これも国庫負担金同様、各節の事業に対する国庫補助金等の交付決定等によりまして、現予算では減額が見込まれますので、減額補正するものでございます。節1で身体障害者福祉費補助金で91万4,000円減額、節2で臨時福祉給付金給付補助金404万2,000円の減額、それから節の5の保育緊急確保事業等補助金3,000円の減額、節6の子育て世帯臨時特例給付金給付補助金175万2,000円の減額補正でございます。次のページをお願いします。項の3の国庫委託金、目2の民生費国庫委託金1万9,000円増額補正しております。これは変更交付額の決定によりまして、1万9,000円を増額するものでございます。次に款の15の県支出金、目1民生費県負担金でございます。395万3,000円補正しております。これも交付申請等によりまして増減するものでございまして、節3の身体障害者福祉費負担金で15万円、次のページの節5の身体福祉費負担金で349万3,000円の減額、節

6で児童手当県負担金167万3,000円の減額です。それから7の生活保護費負担金ということで443万6,000円の増額補正をするものでございます。次に、項の2の県補助金の目2の民生費県補助金135万2,000円の減額補正を計上しておりますけれども、各節ごと、これも事業の交付申請交付決定によりまして、現予算で増減が見込まれますため、今回補正するものでございます。節2で児童福祉費補助金119万3,000円減額、それから節3、ひとり親家庭等医療費補助金58万5,000円増額補正でございまして。それから次のページの節4ということで、身体障害者福祉費補助金66万5,000円の減額、それから節の5の老人福祉費補助金7万9,000円の減額補正となっております。20ページをお願いいたします。款の20の諸収入というところで、目1の民生費納付金215万1,000円増額補正しております。これは、しらがね寮の利用者の方々の方々の負担金で、実績見込みにより215万1,000円を増額補正するものでございます。25ページをお願いいたします。下段です。歳出の方を説明してまいりたいと思います。款の3の民生費、目1の社会福祉費総務費9万6,000円の減額補正をしておりますけれども、修繕料としまして、リース車の修理が完了しましたので、不用額を9万6,000円減額するものでございます。それから目2の老人福祉費3,669万9,000円増額補正しております。まず節の13委託料におきましては、敬老会の委託料でございまして、9月の14・15、主に実施していただきました。敬老会事業の委託料でございまして、額が確定したことにより20万3,000円を減額するものでございます。それから節の扶助費、高齢者住宅改造成造助成事業ということで11万減額補正しておりますけれども、今回本年度におきまして1件の申請がありました、その不用額として11万1,000円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。節の28繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金3,889万6,000円。内訳としましては事務費繰出金が58万1,000円、それから介護サービス費の繰出金として3,811万5,000円を一般会計から繰り出すものでございます。これにつきましては、全協の折にも説明申し上げましたけれども、どうしても財源的に厳しいということで、一般会計から繰り入れるものも含まれております。次に目の3、老人保護費470万減額補正するものでございます。老人施設入所費でございまして、施設入所者の実績見込みにより、不用額が出るということで、470万を減額するものでございます。次に目4の障害者福祉費1,435万5,000円を増額補正するものでございますけれども、節12の役務費の1万7,000円から扶助費におきましては、各事業において現予算での不足とか、不用額が見込まれるために増減補正をするものでございます。役務費で1万7,000円、委託料で173万6,000円の減額、それから扶助費で1,270万9,000円の増額補正をするものでございます。節の23の償還金利子及び割引料としまして336万5,000円計上しておりますけれども、これは更正医療の25年度の国庫負担金224万3,000円、県負担金で112万2,000円計上しておりますけれども、精算金として国・県に返還するものでございます。次に目8の臨時福祉給付金等給付費給付事業381万円の減額補正をしております。この事業は昨年の7月から受け付けを開始しまして、12月に終了しております。事業費が確定しましたので、不用額として各節ごとの予算額を減額するものでございます。対象者は4,193名ということで、申請率98%でございました。次のページでございまして。目9の生活応援事業費（地方創生）でございまして、1,958万2,000円計上しております。先ほど企画財政課長の方からも説明がございましたけれども、国の事業としまして、地域住民生活と緊急支援のための交付金事業で、低所得者への生活応援商品券を配布することによって、対象者の生活費負担の軽減を目的とする事業でございまして。国からの交付金が1,544万8,000円でございます。経費の内訳としましては臨時職員を7カ月雇用します。9月から3月まで予定しておりますけれども、その人件費として共済費で12万4,000円。それから賃金等で80万9,000円。それから事務経費としまして、需用費で8万7,000円。役務費で8万2,000円。それから負担金補助及び交付金でございまして、1,848万計上しております。これは商品券をという

ことで想定しているのが、4,620名の1人当たり4,000円のところで計上しております。次に項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございますけれども、2,583万5,000円の減額補正をしております。まず節8の報償費で110万円の減額をしておりますけれども、当初130名の出生見込みをしておりましたけれども、1月までの実績及び今後の見込みをしまして、108名と見込まれておりますので、不用額として110万を減額するものでございます。それから役務費の障がい通所サービス費支払手数料でございますけれども、現予算で不足が見込まれますために、1万5,000円を補正するものでございます。それから節19負担金補助及び交付金2,500万円減額しておりますけれども、これは私立幼稚園への運営費負担金でございます。当初見込み値よりも児童数が少なく見込まれておりますので、減額するものでございます。それから節20扶助費、障害児通所支援費、現予算で不足が見込まれますために25万円を補正するものでございます。それから目2の児童手当事業費1,261万5,000円減額補正でございますけれども、当初見込みよりも対象児童が少なかったということで、1,261万5,000円を減額するものでございます。目4のひとり親家庭福祉費25万円増額補正しております。これはひとり親家庭等医療費助成金でございますけれども、実績見込みによりまして、不足が生じるおそれがありますので、25万円を補正するものでございます。目5の保育所費56万5,000円、これは人件費補正でございます。次のページをお願いします。目6でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業、これも26年度行った事業でございますけれども、これも7月から受け付けを始めまして、12月に事業が確定しました。不用額を175万1,000円減額するものでございますけれども、この子育てに関しましては、100%でございました。それから目7の子育て応援事業費（地方創生）ということで、これも今回補正を上げるわけでございますけれども、845万円計上しております。それと子育て世帯へ応援商品券を配布しますけれども、第一子・第二子は3,000円。それから三子以降の児童には、多子世帯への生活支援として5,000円の商品券を配布する予定でございます。対象者は、第一子・第二子で1,948名。それから第三子以降を508人と見込んで予算を計上しております。その経費としまして、事業費で6万6,000円、それから商品券代としまして838万4,000円を計上しているところでございます。それから項の3の救護施設費、目1の救護施設総務費224万7,000円の減額補正でございますけれども、節の1の報償費229万円の減額でございますけれども、7月の人事異動等に伴いまして、正職員が1名増になりました。当初見込んでいたよりも非常勤が少額で済むということで、今回229万円を減額するものでございます。それから節3の職員手当13万4,000円の減額補正でございますけれども、宿直手当が、現予算では不足が見込まれるために4万9,000円の増額、その他は人件費補正でございます。最後に、次のページの目2の救護施設事業費67万2,000円増額補正しております。この救護施設事業費におきましては、歳入の保護費と、利用者負担を財源として行う事業でございます。その財源調整のために各節を調整しまして、予算を計上しているところでございます。以上で福祉課所管の補正予算について説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） それでは、保健環境課所管の補正について御説明申し上げます。歳入でございます。12ページをお開きください。款12分担金及び負担金、目2衛生費負担金8万1,000円の減額でございますが、このうち14万8,000円が墓地公園管理負担金の分割払いから、一括払いへの変更が1件あったことによる補正でございます。次のページでございます。目3衛生使用料25万円の減額補正でございます。墓地公園の新規の契約がなかったための減額でございます。次に、下の段の項2手数料、目2衛生手数料でございますが、犬登録手数料及び狂犬病予防注射手数料、それぞれ実績見込みに合わせたところの減額でございます。14ページでございます。款14国庫支出金、目2衛生費国庫、目2衛生費国庫補助金の節2、衛生費国庫補助金66万円の減額でございますけれども、がん検診に係る、二つの事業の

交付決定額に基づく補正となっております。17ページをお願いいたします。款15県支出金、目3衛生費県補助金、節3市町村健康増進事業補助金から、節6風しん予防接種助成事業補助金でございますけれども、健康増進事業それから自殺対策事業及びむし歯予防対策事業に係る減額補正と、本年度新たに実施しました、風しん予防接種に係る県補助金を計上させていただいております。先ほどの衛生費の国庫補助金の減額については、補助基準額の見直しによるもの。それから県の補助金については、健康増進事業補助金が、一律減額されたことによる増減も含まれておるところでございます。20ページをお願いいたします。款20諸収入、項4雑入、目2衛生費納付金60万5,000円の減額補正でございますけれども、各種健診の個人負担金と、予防接種徴収金の実績見込みに合わせた補正でございます。健診負担金については、子宮頸がんの健診による受診者が少なかったこと、それから予防接種徴収金については、高齢者のインフルエンザ予防接種の、集団接種の分が少なかったということでございます。目3雑入、節1雑収入でございますが、下から3番目、資源有価物売却収入の実績見込みに合わせた2万円の減額でございます。上地区、須恵地区のアルミ缶スチール缶の改修に係るものがございます。次に歳出でございますけれども、29ページをお開き下さい。款4衛生費、目3環境保全費92万円の減額でございますけれども、節9旅費、これは廃棄物減量等推進員に係る会議出席の費用弁償の減額でございます。2回開催しておりますけれども、2回目の出席者がちょっと少なかったというところで減額させていただいております。節11需用費、食糧費8万円の減額でございますけれども、廃棄物減量等推進員会議を第1回目の時に、クリーンプラザの研修と、その後を懇親会を実施しておりますけれども、参加者が少なかったというところの不用額でございます。それから節19負担金補助及び交付金80万円の減額でございますけれども、今年度、リサイクルステーションの整備を予定してあった3地区が、都合により実施されなかったということによる不用額でございます。それから目4健康増進事業費、節13委託料200万円の減額でございますが、集団健診委託料の減額でございます。子宮頸がん検診に係るもののほか、それから受診申込者が当日キャンセルとか、そういったことがあったことによる減額でございます。目5母子保健事業23万円の補正でございます。節8報償費は、思春期保健福祉事業で臨床心理士の講演、それから相談等を行っておりますけれども、1回分予定していたところに相談等なかったものですから、お断りした分の減額分。それから節の13委託料については、妊婦健康診査委託料30万円の補正でございますが、本年度の受診状況をもとに見込んだところの補正でございます。それから目6予防接種事業費1,060万円の減額でございます。節11需用費の医薬材料費60万円の減額でございますけれども、高齢者インフルエンザの集団予防接種が見込みより少なかったことによる減額でございます。それから節13委託料でございますけれども、個別接種医療機関委託料1,000万円の減額補正でございます。これについては、子宮頸がんの予防接種を当初予算で新規対象者、中学1年生とそれから2、3年生の未接種者分を、全て計上していたところでございますけれども、国の接種勧奨の差し控えが継続したものですから、その分が600万円ほど不用額となったものがございます。また、今年度水痘の予防接種の費用を計上したところですが、これも水痘罹患者が当初見込みよりも多かったことによる減額分400万円余りでございます。次のページをお願いいたします。目7健康づくり推進事業費、節8報償費、これは健康ポイント報償費の30万円の減額補正でございます。健康ポイント事業が2年目となって、商品券の交換をされる方が多くなるということで1,200件見込んでおりましたけれども、実績に基づき減額するものがございます。目8保健センター管理費29万5,000円の減額でございます。節13委託料につきましては、免田保健センターの空調設備点検委託料19万5,000円の減額でございます。今年度の初めに、免田保健センターの空調機が故障して、予備費充用で修繕をしたところですが、その際に点検を実施いたしました。ということで、本年度の通常の点検は必要ないということでございますので、執行せず減額させていただくこととなったものがございます。節18備品購入費については、上保健センターと岡原

保健センターの空調機器購入に伴うところの入札残の減額でございます。以上、保健環境課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（神田 利久君） 農業委員会の所管の補正予算について説明いたします。まず最初に歳入の方ですが、17ページをお願いしたいと思います。目4農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金、3段目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金20万円の減です。これは、今年度の申請がございませんでしたので、補助金を全額減額しております。それから節3農業委員会交付金、農業委員会県交付金1万円の増。これは交付決定に伴う金額の確定によりまして1万円増しております。それから農地制度実施円滑化事業費補助金2,000円の減ですが、これも交付決定に伴うものです。次のページをお開けいただきたいと思います。19ページになりますけれども、下の方ですけど、目1農林水産費受託事業収入、節1農業者年金受託事業収入、農業者年金受託事業収入13万3,000円の増となっております。これは受託事業が確定しておりますので、13万3,000円の増となっております。次に20ページをお願いしたいと思います。中ほどです。目3雑入、節1雑入、下の方ですが、情報活動交付金、これは全国農業新聞の購読に伴うもので2万5,000円の増となっております。次に歳出の方ですが、30ページをお願いしたいと思います。中ほどです。目1農業委員会費、節19負担金補助及び交付金、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金20万円の減、これは申請が今年度はございませんでしたので、全額減額をしております。以上、農業委員会所管分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 農林振興課分の補正予算の説明をいたします。歳入からお願いいたします。12ページです。目1農林水産業費分担金、節2林業費分担金の県単独治山事業分担金でございますが、須恵地区の治山事業につきまして、県の補助金が予算不足によりつきませんでしたので、その工事分の分担金の減額でございます。次が13ページです。3行目の目4農林水産使用料、節1農業施設使用料ですが、実績見込み額として21万3,000円を減額するものでございます。次は15ページになります。下段の方ですが、目3農林水産事業費国庫委託金の川辺川総合土地改良区事業調査委託金でございますが、川辺川利水事業変更の同意取得のための、受益者調査を農林振興課で行ったところでございますが、実績に応じて減額をするものでございます。次に17ページをお願いいたします。中ほど、目4農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金ですが、農業制度資金利子補給費補助金、中山間地域等直接支払交付金につきましては、実績額で減額をするものでございます。一行空けまして、青年就農給付金（経営開始型）事業補助金につきましては、国の補正予算の経済対策により、個人10名、夫婦6組の補助金の予算がついておりまして、平成27年度の前期分を、この3月に前倒しで交付するものであります。経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、事務費分の補助金の確定がありましたので、195万円を減額するものです。生産総合事業補助金につきましては、中球磨選果場整備の事業費が、確定したことによる減額となります。地域特産物産地づくり支援対策事業費補助金につきましては、あさぎり菓草生産組合、岩手菓草生産組合に先進地研修に行かれました。その金額が確定しましたので、減額をするものでございます。経営体育成支援事業助成金4,763万3,000円につきましては、繰越明許費の方で説明してありますが、国の経済対策により、平成26年度の補正予算がつきましたので、農業機械施設等の整備の補助金でございます。次に節2林業費補助金です。造林事業補助金につきましては、実績額による減額となります。森林整備地域活動支援交付金は、平成26年度で事業を実施する事業主体がなかったことによる減額です。単県治山事業補助金につきましては、須恵の治山工事について、平成26年度予算で予算がつきませんでしたので、減額をするものでございます。次に18ページをお願いいたします。中ほどの目2農林水産業費県委託金です。国営事業継続地区推

進調査委託金につきまして、実績による減額をするものでございます。次は19ページでございます。目1 不動産売払収入の、素材生産売払収入398万4,000円の減額でございますが、これも実績により減額するものでございます。1番下の目1 農林水産費受託事業収入の森林総合研究所造林受託事業収入につきましては、歳出予算に合わせて減額をするものでございます。次ページの農地中間管理機構受託時事業収入につきましても、実績により減額するものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして歳出の説明をいたします。30ページをお願いいたします。中段項1、農業費でございます。目3 農業総務費でございますが、歳入で説明いたしました、川辺川総合土地改良区事業調査委託金が減額になりました。この部分につきましては、人件費に充当しておりましたので、財源更正をするものでございます。目4 農業振興費では、まず制度資金利子補給費補助金は、実績による減額となります。有機農業推進補助金につきましては、本年度末で33万円が不足する見込みとなりましたので、追加をお願いしたいと思います。農業振興事業補助金では、本年度から大豆作付に対する補助金を、出来高払により支出することにしておりました。当初150トンの計画に対して、実績が80トンでありましたので、不用額の409万2,000円を減額するものです。青年就農給付金（経営開始型）事業補助金につきましては、平成26年度の国の補正予算により、経済対策で平成27年度分の前期分を年度内に前倒しで交付するというところで、今回一斉に1,275万円を計上しております。地域特産物産地づくり支援対策事業補助金は、あさぎり薬草生産組合が、岩手薬草生産組合に先進地研修に行かれましたが、その事業費が確定しましたので、減額をしております。目5 農業経営基盤強化促進対策事業費におきましては、委員報酬と費用弁償につきましては、会議等の欠席者分の減額となります。経営体育成支援事業助成金につきましては、4,763万3,000円を計上しております。これにつきましては、国の今回の補正予算により、農業機械施設につきましては、28経営体に補助金を交付するもので、平成27年度の方に繰り越しを予定しているものでございます。目8 中山間地域等直接支払制度事業費につきましては、委員報酬及び中山間地域直接支払交付金については、実績による減額となります。目9 農業生産総合対策事業費につきましては、中球磨選果場の整備の経費が、全て固まりました。このため国庫補助分の19万円と、単独補助分の1万4,000円分を減額しておるところでございます。目10 水田農業経営確立対策事業費でございます。委員報酬と費用弁償は、会議の欠席者分の減額で、地域再生協議会補助金は協議会の運営に係る事務費分の実績による減額となります。目13 農地費では、設計積算システムの変更により、リース料の支出が、10日では不要になったということで減額となります。基幹水利ストックマネジメント事業負担金、これにつきましては、百太郎溝の改修事業の負担金ではありますが、当初計画の事業費1億円が7,000万に変更されてるということで減額となっております。次ページをお願いいたします。目14 川辺川総合土地改良事業費の実証圃調査等報償費につきましても、実績による減額でございます。担い手育成基盤整備事業費は8,657万5,000円を計上しております。免田、深田、須恵で、平成10年度から14年度にかけて実施されました、土地改良事業の受益者分担金を農協経由で毎年償還しておりましたが、平成39年度分までの無利子分の償還金を、一括繰り上げ償還したいというふうに考えておりますので、その分でございます。目17 清願寺ダム管理費の時間外手当の減額でございますが、ダムの浚渫をする防災事業の同意取得について、農林振興課職員の時間外手当で計画しておりましたけれども、計画よりスムーズに行いましたので、この不用額を減額するものでございます。13委託料につきましては、全て実績による減額ということになります。清願寺ダムの防災事業負担金の減額60万円につきましては、平成25年度の補正予算で既に支払っているということで、本年度分が不用となるものでございます。目18 農業支援センター事業費におきましては、本年度は農家の実態調査などを行ってまいりましたが、実績による不用額をそれぞれ減額するものでございます。なお、産業活性化基金につきましては、400万あてておりましたが、60万をお返しするということになります。目19 農地中間管理事業につきましても、本年度

の実績額に応じて減額するものとなっております。目20農業支援センター費（地方創生）につきましては、今回の国の補正予算による、地域住民生活緊急支援のための交付金の、地方創生先行型として来年度実施予定の経費となります。国からの交付金を400万円充てているところでございます。臨時職員を2名雇用し、多面的機能支払事業のあさぎり広域協定運営委員会の事務を受託するとともに、支援センター自体の法人化の検討、農業ヘルパー制度農作業の受委託などの検討をしていく予定となっております。また畦畔等の草払いの省力化のための、センチピードグラスの実証などを行うこととしておりまして、その経費を計上しているところでございます。次ページをお願いします。林業費となります。目1林業総務費の節1報酬から節7賃金までにつきましては、山林監視員、森林保全作業員につきましては、年度途中で1名退職者がありましたので、不用額が発生したものを減額するものでございます。中球磨森林組合森林認証制度審査負担金の減額につきましては、実際には森林組合が平成25年度の方で認証を受けておりましたので、平成25年度予算で支出いたしました。本年度分が不用となりましたので、減額をするものでございます。目2林業振興費の森林整備地域活動支援交付金につきましては、森林経営計画の補助を計画しておりましたが、本年度はこの事業を活用する事業所がございませんでしたので、120万円の減額をするところでございます。目3公有林整備事業費につきましては、組合手数料から造林委託料まで、全て本年度の事業実行実績による減額となります。目4林道維持費につきましては、事業費の変更による減額と入札残となります。目5森林病害虫防除費も事業完了による委託料の減額となっております。目7森林総合研究所造林事業費につきましては、契約額に合わせた減額となっているところでございます。目8治山事業費の工事請負費につきましては、須恵屯所地区の山腹崩落に対する、治山事業の県の補助金が、平成26年度ではつきませんでした。このため、平成27年度で事業を実施したいと考えておりますので、本年度分の工事を減額するものでございます。以上で農林振興課所管の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（椎葉 郁夫君） それでは商工観光課所管分の補正の説明をさせていただきます。まず6ページをお開きをいただきたいと思ひます。繰越明許費で、先ほど企画財政課長の方から説明がありました。商工観光課所管分につきましては、4事業お願いをいたしてあります。中ほどにあります支援型が1事業、それから先行型が3事業、計4事業ということでございます。これは歳出の方で詳しく説明をしたいと思ひます。次に18ページをお開きをいただきたいと思ひます。1番上の末です。県支出金、目5商工観光費県補助金、節1商工費補助金、熊本県消費者行政活性化事業費補助金7万2,000円でございますけれども、この事業につきましては、平成26年度より広域連携で取り組んであります。消費生活相談業務に対しての部分でございまして、追加で補助金がつきましたので7万2,000を計上するものです。それからその下の、緊急雇用創出事業県補助金、この事業につきましては平成26年度につきまして、2本の事業を行っております。実績に基づきまして、県補助金71万3,000円を減額するものでございます。それから19ページ、下から2マス目でございます。繰入金、目3産業活性化基金繰入金60万円の減額でございますけれども、先ほど農林振興課長からございました、農業支援センター、当初400万円充当してありますけれども、60万円の戻し入れがあるというようなことで、その分を減額するものでございます。それから20ページをお開きをいただきたいと思ひます。下のマスです。町債です。目2商工観光債、あさぎり駅前整備事業債950万円の減額でございますけれども、これは町道えびす枝線道路整備工事を、26年度予定をいたしておりましたが、できせんでしたので、その分の減額でございます。続きまして歳出でございます。34ページをお開きをいただきたいと思ひます。一番下のマスになります。目1商工総務費、住宅改築等補助金500万円の減額でございます。この事業につきましては、平成24年度から行っておりますけれども、現在までの申し込み数が54件というふうになってあります。3月までの試算を行った中で、5

00万程度の不用額が発生するという見込みから、今回減額するものでございます。それから35ページで
ございます。目3駅前整備事業費でございます。今回945万7,000円の減額でございますけれども、
駅前整備事業につきましては、平成25年度からの積み残し分、町道えびす枝線の道路整備を計画をいたし
ておりましたけれども、筆界未定地の所有権移転登記に伴う相続調査、ここ辺がちょっと長引いております。
その関係で工事着工ができませんでしたので、その関連予算、節13の委託料から17公有財産購入費まで
を減額するものでございます。なお節22の補償補填及び賠償金、建物補償費20万円につきましては、ポ
ッポー館前の電柱移転に伴う経費として、新たにNTTに支払う補償費が発生をいたしましたので、今回計
上するものでございます。次に目5地域消費喚起費（地方創生）になります。今回2,250万円の補正で
ございますけれども、これにつきましては従来、あさぎり町商工会の方で実施をしております、ありがた商
品券事業、これを今回地方創生交付金事業として、名称をおまけ付き商品券発行事業というようなことで、
名称変更し行うための補助金でございます。実施時期につきましては、例年どおり夏冬の年2回に分けて実
施される見込みということでございます。商品券の総額は1億5,000万。今回のプレミアム分につきまし
ては15%を予定しておるところでございます。それからその下の目6販路開拓強化費、1,457万1,0
00円でございますけれども、これは平成27年度に予算で計上を予定をいたしておりましたけれども、今
回地域創生がつかまりましたので、交付金がつかまりましたので、従来の販路拡大事業、それからあさぎり町推奨商
品認証事業に係る審査経緯費分等を、今回この交付金事業としてお願いするものでございます。まず販路拡
大事業につきましては、平成26年度、当初予算計上と同額の1,400万円をお願いをいたしております。
今回の販路拡大事業につきましては、商品づくり環境支援、それから商品販売体制支援、これは引き続き行
ってまいりますけれども、今回のメインの支援といたしましては、情報化人材育成支援、これネット販売で
ございますけれども、ネット販売が初めての方、それからネット販売に少しでも興味のある方、ネット販売
で売り上げを向上したい方々を対象に、色んなメニューをつくり支援を行っていくこととしております。残
りの57万1,000円につきましては、あさぎり町推奨商品認証事業に係る審査経費等を組み合わせていると
いうことでございます。それから商工観光費の目3観光振興対策費687万円でございます。これも従来平
成27年度、当初予算に計上分の観光対策といたしまして、印刷製本費、それから広告料等を従来の部分
を入れまして、新たに36ページでございまして、観光振興計画策定委託料ということで475万2,
000円を計上し、お願いするものでございます。この観光振興計画策定委託料というにつきましては、観
光ルートの構築それから観光資源の発掘、観光資源のPR方法等を、今後全国展開ができるような観光施策
を構築するために、計画書を作成したいというようなことでお願いするものでございます。次に目1定住促
進費、時間外勤務手当の13万円の減額でございますけれども、これは見込み額による減額でございます。
それから目3結婚子育て支援事業、これも地域創生になります。550万5,000円でございまして、
これも従来、平成27年度当初予算計上に予定をいたしておりました、結婚対策事業、ここ辺に係る部
分の非常勤職員の報酬、それから広告料、そのほか新たに15の工事請負費274万3,000円でござ
いまして、これは2施設、ポッポー館と本庁舎、ここにオムツ替えベッド、ベビーチェア、授乳用椅
子等を設置する費用、これも一応今回の地域創生交付金事業で整備することにしております。以上で
ございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時37分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） それでは建設課分の補正予算につきましての説明を行います。13ページをお願いいたします。歳入からでございますが、1番上の表、目6土木施設使用料、節1住宅使用料減額の260万円でございます。住宅使用料につきましては、世帯の年間収入、入居者の人数等で決定されます。当初予算で見込み額7,589万円を計上しておりましたが、今年度の住宅料の決定徴収見込み額により減額補正をお願いするものでございます。その下に住宅使用料過年度分45万円でございますが、過年度分の住宅使用料の徴収見込みにより、増額補正をお願いするものでございます。その下3節、浄化槽使用料、減額の15万円。これも徴収見込み額により減額補正をお願いするものでございます。開けていただきまして、ページ15ページです。上の表、目3土木費国庫補助金、節1道路改良費補助金489万5,000円でございますが、繰越明許費で説明がありましたが、橋梁補修事業に伴います、国からの交付金の追加割り当てがありますので、その分を受け入れるものでございます。その下の2節、公営住宅建設費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金減額の40万円。これは個人住宅の耐震診断を行う場合に、国が3分の1、町が3分の1を助成する制度ですが、当初10件の申請見込みで予算計上しておりましたが、予定した申請がなかったということで減額補正をお願いするもの。それからその下の公営住宅等ストック総合改善事業補助金減額の17万2,000円でございますが、今年度交付金を活用して行いました、深田地区の下里団地の下水道つなぎ込み工事に対しての、交付金確定見込みにより減額補正でございます。次に20ページをお願いいたします。1番下の表で目3土木債、道路橋りょう債で480万円追加交付金があります、橋梁補修事業に伴います事業費の財源として起債を充当するものでございます。続きまして歳出で36ページをお願いします。最下段、目1土木総務費、節19負担金補助及び交付金、耐震及びアスベスト診断補助金減額80万円、歳入でも説明しましたが、個人住宅の耐震診断実績により、減額補正をお願いするもの。次の37ページ、最上段、目2道路維持費、節13委託料1,000万円でございます。歳入で説明いたしましたが、年度末に追加割り当てがあります、橋梁補修事業に伴います交付金を活用して、次年度に繰り越しを行い、深田地区田頭川にかかる2橋の調査設計を委託するものでございます。それから目1住宅管理費の節18備品購入費、減額46万円。これは上地区上西団地の、ガス給湯器取り替えに伴います入札残を減額補正するものでございます。それからその下の、住宅建設費につきましては、国庫補助金の減額に伴います、財源更正の補正であります。以上説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 上下水道課所管分の補正予算について、説明させていただきます。14ページをお願いいたします。下段の目2衛生費国庫補助金、節1浄化槽設置国交付金が、当初12基の浄化槽の設置を見込んでおりましたが、実績が10基となっておりますので、そのための減額でございます。17ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1浄化槽設置県補助金ですが、国庫補助金と同様に見込みが減りましたので、減額するものでございます。30ページをお願いいたします。上段の目9簡易水道費、簡易水道事業特別会計の補正予算に伴いまして、財源を組み替えましたので130万8,000円の繰り出し金を減額するものでございます。37ページをお願いいたします。3段目の目1下水道費、これは企画財政課長から申し上げておりますが、1億5,000万円の減債基金の積み立ての財源と、40万6,000円の今回の下水道事業特別会計の補正に伴う、不足する財源として充てるために繰り出しを行うものでございます。上下水道課は以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 教育課所管について説明申し上げます。12ページをお願いいたします。分担金負担金でございますが、目3の教育費負担金でございます。小学校負担金と中学校負担金、それぞれ日

本スポーツ振興センター負担金2,000円の増と、中学校につきましては3,000円の減をいたしております。これにつきましては、センター掛金に対します保護者の負担金でございますが、生徒数の実績に合わせ増減をいたしております。続きまして13ページお願いします。使用料及び手数料の中の、目7教育施設使用料でございます。節3の体育施設使用料といたしまして、運動公園施設等使用料19万1,000円の減、B&G海洋センター使用料26,000円の減につきましては、実績見込みに合わせ減額をいたしております。その下の学校給食センター施設使用料8,000円の減額でございますが、給食センター施設につきましては、業務請負によりまして、調理業務を行っております。施設の使用料として、当初予算で10万8,000円を歳入として受け入れることとしておりましたが、10万円の内税としておりますことから、今回8,000円を減額するものでございます。続きまして19ページをお願いいたします。19ページが中ほどでございます。寄附金の欄でございますけれども、目2の指定寄附金、教育費寄附金11万7,000円を計上いたしております。ふるさと関西会から10万円、県ビーチボールバレー協会から1万7,000円の分でございます。続きまして20ページをお願いいたします。中ほどになります。目3の雑入のところでございますが、雑入の上から4段目、太陽光発電売電収入10万2,000円の減、海を守る植樹教育事業補助金3万1,000円の減でございますが、売電収入につきましては、売電実績見込み額に合わせ減額をいたしております。海を守る部分につきましては、B&G財団事業として取り組んでおりますけれども、実績見込み額で今回減額をしたものでございます。続きまして歳出に入ります。38ページをご覧くださいと思います。38ページの中ほどからなります。款9の教育費でございますが、目1の教育委員会費でございます。教育委員報酬2万6,000円の増額としておりますけれども、本年度教育委員の1名の交代と教育長の交代がっております。年額報酬となっております委員が、月の途中で交代する場合は、月割で計算をするということになっておりますことから、2カ月分が不足するため、今回増額補正をするものでございます。続きまして目3の教育振興費でございます。節19の負担金補助及び交付金といたしまして、幼稚園就園奨励費補助金42万1,000円につきましては、途中入園等によりまして園児が増加し、補助金を増額したものでございます。その下の芸術文化等全国コンクール出場奨励補助金5万円の減額でございますが、交付対象者は高校生また専門学校の生徒となっております。しかしながら、本年度は18歳までを対象とします、子供育成奨励支援金で対応したことから、今回減額するものでございます。その下の項2の小学校費、目1の学校管理費でございます。設計委託料といたしまして、100万円を減額いたしております。これにつきましては、平成27年度に特別支援学級に入学予定の児童に対します、トイレ改修等の設置を予定しておりました。しかしながら、球磨支援学校へ入学するということになりましたことから、今回改修が不要となり減額をするものでございます。続きまして39ページになりますが、項3の中学校費、目1の学校管理費でございます。節18の備品購入費といたしまして、一般備品購入費43万6,000円を計上いたしております。平成27年度に特別支援学級が1学級増室となります。そのため柵の設置またはパーテーションで区切る必要性が出てまいりますため、今回備品購入をするものでございます。なお年度内完了が見込めないということから、繰越事業ということで、予算の方も措置いたしております。続きまして扶助費でございますが、要保護準要保護生徒就学援助費でございます。68万円の減額額をしておりますけれども、見込み人数より申請が少なかったため、今回減額をするものでございます。その下の項5の保健体育費でございます。目1保健体育総務費、節1の報酬で、スポーツ推進委員報酬10万円の減額としております。現在27名の推進さんがいらっしゃいますけれども、本年度、新規に委嘱する推進委員さんがなかったということから、今回10万円を減額するものでございます。節11の需用費でございます。消耗品費3万円の減、食糧費3万2,000円の減につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。その下のスポーツ競技全国大会出場奨励金20万円の減額でございますが、これは一般を対象として全国大会に出場した

場合に、交付するものでございますけれども、今回対象者がおりませんでしたので、減額をいたしております。その下の目2体育施設費でございます。節7の賃金でございますが、体育施設管理作業員賃金50万円の減額につきましては、年度途中で退職者が1名おりましたので、その分に伴う減額となります。節9の旅費の普通旅費10万円の減につきましては、B&G南九州ブロック大会と全国教育長大会が同日となり、欠席したため10万円の減となります。節13の委託料で、体育施設清掃委託料18万円につきましては、旧岡原中学校体育館の用途廃止に伴い、清掃しなかったということで、今回減額をいたしております。続きまして項6学校給食費でございます。目1の給食センター運営費の中で、修繕料を128万4,000円を追加いたしております。これにつきましては、調理室内の4台の空調機の部品交換のため、今回修繕を行うものでございます。これにつきましても、年度内に完了が見込めないため、繰越事業ということで取り扱うこととしております。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） ページを飛ばしておりましたので、追加で説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。18ページの中程、総務費の県委託金でございますが、節4選挙費委託金、衆議院選挙の委託金の精算分ということで、減額でございます。それから最下段の、財産収入の目1財産貸付収入、土地建物貸付収入の増201万3,000円でございますが、これ旧庁舎や旧中学校跡地でございます。主に村田産業さんに年度途中で貸付の増をした関係で、その分の見込み額を計上したものでございます。19ページの最上段でございますが、不動産売払収入の土地売払収入561万1,000円でございますが、これは全9件の売払収入の案件でございますが、その中の1番大きなもの、これは以前から協議をしていましたJAさんとの、文化ホール駐車場西側の用地の売買協議がほぼ進んで終了して、年度内に契約をし、年度に支払いまでしたいというJAさんの意向も含めまして、まだ現在契約はしていませんが、ほぼ分筆関係、登記関係も済みつつございますので、年度内に収入が見込めるということで、今回その分を上げております。具体的には確定でございますが、ほぼ見込みとしまして2,722平米の単価2,000円ということで544万4,000円を現時点では想定をしているところでございます。以上追加説明とさせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに説明漏れはありませんか。ないですね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番です。23ページ、地方創生費であります。この中で委託料というふうにありますけれども、地方人口ビジョン策定委託料、空き家調査基礎資料作成委託料、地方版総合戦略策定支援委託料というにありますけれども、この計画にあたって業者に委託するのか、それとも職員総合戦略でありますので、役場内で作られるのかということと、それから33ページの農地中間管理事業であります。今回33万1,000の減額ということになっておりますけれども、これは恐らく農地バンクのことだろうというふうに思いますけれども、この実績について、この2点についてお尋ねいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（恒松 倉基君） お答えいたします。委託料につきましては、現在のところ業者さんを考えております。色んな業者さんがこの地方創生に関して、今営業に来られておりますが、主にあさぎり町におきましては、この人口ビジョンにつきましては、主要事業の説明の時に話したかと思いますが、国が定める地方ビジョンよりも、綿密なビジョンを考えたいというようなことから、そういう業者さんがいないかということで、県の方にお尋ねしましたところ、県内に1件、福岡の方に1軒というようなお話をいただきましたので、そういうことで今考えておるところでございます。ただ、業者さんが色々今営業に来ておられますので、そういう業者さんも含めまして、今後考えていきたいというふうに考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 中ほどの空き家調査の件でございますが、これは税情報、固定資産税情報でございますが、それと今度は地図情報、これ結論から申しますと業者さんの中でリンクをさせて、そして地図上に空き家の可能性が高い、そういったものをひらい出す、そういった仕組みを持っている業者さんがおられるようですので、それでまずこの委託をして地図上出します。その情報とあわせて、その後その情報と、現在我々が持ってます消防団関係からの情報とか含めまして、持っている情報をまたあわせまして、そして具体的に調査対象物件を定めまして、具体的に現場で調査をまた進めていくという、その前段としての資料作成ということで、先ほど言いましたような仕組みを持つ業者さんを一応想定した業者委託を想定しております。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 農地中間管理事業の減額についてでございますが、時間外勤務手当と普通旅費から、証明書発行手数料の減額をしております。時間外手当につきましては、現在地域の話し合いというのをやっております、この分が1時間半位かかるかなってところで計画しましたが、これが1時間位になったことによる減額でございます。この中間管理事業の実績につきましては、今回持ってきておりませんので、後で調べて御報告したいと思います。申し訳ありません。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） せっかくの地方創生ということで、思うわけではありますが、空き家のところで総務課長おっしゃいましたけれども、これはあさぎり町のことは、地元にいる人が1番わかると思うんですよ。その中で戦略を描くということは、全てが業者任せではなくて、その後ちゃんと総合的にまた話し合いをされるんでしょうが、そここのところを盛り込んでいかないと、先ほど言われた通り業者が1から2業者位しかなかということになれば、何か国版みたいな感じの戦略になってしまわないかという危惧するものですから、そこら付近はアイデアを地方創生ですから、あさぎり町独自のアイデアを生かすということで、お願いしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（恒松 倉基君） 先ほどは人口ビジョンに重きを置いてお話ししましたので、人口ビジョンについては、先ほどのような考えでいきたいというふうに思っております。その総合戦略につきましては、町の方で策定するというのが基本になってますので、ここではその人口ビジョンをどう生かしていくかっていう部分を支援していただくというような委託料として考えておりますので、そういう方向でいきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。2点についてお伺いいたします。初めは27ページの子ども医療費給付費についてお伺いいたします。882万9,000円の減額補正となっております、これは現物支給から償還払等に代わりまして、そういう手続等の煩わしさ等で、これだけ減っているのか。本当にこの趣旨であります、子育て支援の趣旨を、ちゃんとこのような仕組みになっても達成できているのか、その検証が今できているのかについてが1点でございます。2点目は36ページでございますが、観光振興計画策定委託料の475万2,000円でございます。この観光振興計画をされる際に、町単独なのか郡市連携型なのかということ、2点伺いたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 子ども医療費の給付金の減額につきましては、前年度と本年度の対象者数、今年度中学生まで上がっておりますけれども、小学生までの対象者数が42人ほど減ってきております。

それにあわせて、子ども医療費の申請期限というのが6カ月ございます。ですので、今現在確定しているのが7月末までの支払い分というのが、確定した金額になっております。支給状況につきましては、小学生までを見ましたら7月までの確定で、前年度と比較しまして10%ほど少ないというふうに見ております。対象者の方々の負担等を減らすためにも、即日払いとか翌日払いというようなこともやっておりますので、そちらの方の利用も、月平均で85件ほどあっておりますので、そういった方の利用とかもしていただくように、デタポンとか広報紙とか色々周知の方はやっているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（椎葉 郁夫君） 結論から申し上げます、町単独でございます。これは外注する見込みでございます。ただ計画書をつくる中で、あさぎり町だけが進める部分、それから広域的に進めなければならぬ部分ということで、計画書も上がってくるのではないかなというふうに思っております。策定の中身でございますけれども、まず現状把握作業というのが入っております。それからそれぞれの関係団体のヒアリング調査、そしてプランニング作業ということで課題の整理、それから将来フレームの作成、基本的方向の検討と、住民ワークショップ支援というのも一応入れております。ここにつきましては、それぞれ策定委員さんあたりもその中に含めなければなりませんけれども、それ以外にも住民とのワークショップをやっていくということで、一応見積もりは上がってきております。そういうことでこの進め方とすれば、町単独ということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 子ども医療の関係ですけど、償還払は色々手続等に面倒な部分がありまして、なかなか行けないという点は、逆に裏返せば夜間とか休日とかの利用とか、色々病院のはしごと言いますか、そういう無駄は多分削減できたと思うんですけど、これができれば現物支給の方が当事者達は、希望は多いんだろうと思うんですけど、それについて十分その辺のところを問題解決して達するように努力してほしいと思います。観光の振興においては、球磨郡は一円に考えて単独と言うよりも、球磨人吉で考えた方が1番効果的だと思うんですね。2～3日だったですか、人吉市をNHKで取り上げて、ハラル認証の牛の解体ということで、非常に地方創生の目玉みたいなことを日本で2カ所しかないらしいですけど、そういうのがあるところございまして、観光とそれはつながるものだと思いますけど、あればそういうところを生かしながらするならば、球磨人吉連携で考えてほしいと思います。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 希望だけでいいですか。ほかに質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 豊永議員にちょっと関連してですけども、この23ページでは空き家調査委託料と、上段には空き家調査員報酬の90万円ありますけども、これはどんな風に考えていいんですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 先ほどの説明が若干不足しておったようでございますので、重複しますが、もう1回申し上げます。空き家調査基礎資料作成委託料、こちらでは先ほど言いました、税情報とか地図情報をリンクして、机上と言うか図面上、その空き家である可能性が高いところ、地図上に出してまいります。それは地番とか何とかも調査するんですが、そういった部分をここで業者さんに委託いたします。そこに出てきたデータを元に、ここで書いております資料が出てくるわけですね。その資料と現時点で我々が持っております消防団からの情報とかも含めまして、具体的に空き家である可能性の高い候補、ずっと表にして地図上も出してまいります。それをもとに今度は空き家調査ということで、具体的に調査員さんの方をお願いをして、具体的に調査をしていきます。その内容等につきましては、まずそれが住居であるか倉庫等のものかとか、そういった部分とか、そういった中身は、まだ今から調査項目を調整するんですが、そういったも

のを、具体的に現場で調査員さんの方で調査をいただいて、その基本的なあさぎり町の空き家の実態を把握する。それまでは、ひとまず今回の調査でございます。その先に今度はどういった対策をするか、この一般質問出ましたけど、色んな今度は防犯上の対策とか、何とか出てまいります、そういったものをまたその調査結果も、調査の進行度合いと平行しまして、その後の対策等も練っていきまして、防犯防災上の視点からと、もう一つは空き家の活用、例えばあくまでも例ですけど、空き家バンクとか色んな方法、そういったものをまた別途地方人口ビジョン策定云々とか、そういったものを含めまして、今後の地方創生の中で、町として方向性をまたその後計画をつくって進めていくと。今回の調査、その前段の町の実態を具体的に確認をするそういったところまでが、今回の調査の予定でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 35ページの販路拡大について課長にお伺いしますが、1,400万の件で先ほどメニューを言われました。このメニューについては、今年、先般の全協でも話しましたが、3分の2の商工会が、窓口となった国の県の方法がありますよね。この人達を町が振興社ですよ、これ当然やるんでしょから。そういう人たちもこれを使えるんですか。同じメニューですが。それが第1点です。それと併せて、このメニューを第1次産業、第2次、第3。それぞれの人たちに大いに使って下さいというようなPRと言いますか、商工会議の場合は、そういったPRもチラシを作って、みんなにお知らせをしております。今回の町は、どういうふうな形でこれを皆さん方に利用させようというふうに周知の方法ですよ、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（椎葉 郁夫君） 第1点の質問なんです、結局その国の補助金を使う人、そしてこの補助金の恩恵に当たる人もいいんですかということによろしゅうございますか。別段、私は国の事業を使っているだけでも多分、例えばネットあたりはその事業があるのかないのか分かりませんが、重複しない限りは別段問題ないんじゃないかなと、私は思っております。交付金事業ですので、そこ辺の国の部分それからこの交付金事業が制度的に補助金がダブるということであれば、ちょっとそれを調べさせていただきたいと思うんですけども、私は別段構わないんじゃないかなという、同じようなメニューならば、確かにそうでしょうけども、ふるさと振興社は委託してありますからですね、私は思います。ただそこは、ちょっと調べさせて下さい。そして広報の部分なんですけども、今回は今までの従来通りいけば、各戸配布をいたしまして、こういうような事業をやりますということで、周知をして募集をしたんですが、今回については農業者の方でもネット販売あたりは大いにやりたいというようなことで聞いておりますので、JAさんあるいは商工会さん辺りも大いに宣伝をして、勿論各戸配布はいたしますけれども、そういうことで周知をしていかんと集まらないんじゃないかなと。まずこの事業自体が、知らない方が多いんじゃないかなというふうに思いますので、今御指摘の通り、ここの周知については今言ったような団体を使って周知をしていきたいというふうに思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） その重複する部分については、よく調べて下さい。利用する人は3分の2をいただいて、こっちも使えるのは、一番ありがたい話ですよ。だけど今度は、3分の2あたらない人は、これは非常に第1回目が3月18日が締め切りですけんね。ですから、それに間に合わなかった人たちも出てくるでしょう。だからそういう人たちは、こちらを使う以外に方法がないわけですね。だから両方使うのは、非常にアンバランスな面も出てきますよね。だからその辺はよく慎重に考えていただかないと、文句が出てくれば、いかなのじゃないかと思いたんでね。それとあわせて、振興社もインターネットをやっていると思いますが、もっと品数を積極的に振興社自体が増やしていただきたいと、私は思うんですよ。

もう少し。リンクしても少ないでしょう、商品が。だから推奨商品もさることながら、推奨商品にも面倒くさいけん、しない人がいっぱいおると思うんですよ。いい商品はいっぱいあるんだから、少なくともそういう物をいっぱいリンクして見られるような仕組みづくりをすることが、振興社の売りに私にはつながると思うとですよ。商品が少ないと、リンクする人たちもいないですよ。少ないと思いますよ。だからその辺をもっと積極的に私は振興社の方にも言って、せっかく担当張りつけておられるんで、やっていただきたいなと思うんですね。それとあわせてネット販売の難しさは、非常に手間暇がかかるわけですよ。そこまで立ち上がって。そしてこれが本当にヒットした場合は、従業員がいないと、そら1人でとても賄えない状況になる。それ位になればありがたいことで、そうなった時にはコールセンターっていうのが必要になってくるんですよ。このコールセンターが電話かかってきても、通じなかったらお客様が離れていくんで、その辺まで含めたこの計画の中で練って、将来しっかりと計画性も、私はこの振興社の中でつくり上げてあげないと、ただこのアンテナショップをして下さい、そういうことも大事だけど、それから先もしっかりとフォローしてあげるようなこともしてあげんと、私はいかんと思いますが。いかがですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 商工観光課長。

●商工観光課長（椎葉 郁夫君） ありがとうございます。今回ここに力を入れるということで、先ほど申し上げましたけれども、本当に全く初めての方、若干ネットの販売に興味があつて、ちょっと手がけている方、実際にもうちょっとアップをしたい方、色々おられると思うんですけども、その辺の部分区分けをして、専門家を今度は呼んで、そこ辺の勉強するつもりでございます。今言われましたように、振興社自体もまだまだ不十分だというふうに思っておりますので、ここ辺の事業を活用した中で、そこ辺は振興社の方にも十分議員のおっしゃる意図はわかりますので、お伝えをしてやっていってほしいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第74号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第23、議案第74号、平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第74号、平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成26年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億415万3,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 税務課長。

●税務課長（豊永 憲二君） 税務課所管分について説明いたします。予算書の6ページをお願いいたします。歳入の説明になります。目1一般被保険者国民健康保険税、節2介護納付金現年課税分の減額と、目2

退職被保険者等国民健康保険税の減額になります。合計で705万7,000円の減額です。減額理由であります。現年課税分は被保険者数の大幅な減少によりまして、当初予算の収入見込み額と、本算定時の収入額に大きな差が出たために減額するものであります。また、退職被保険者等の滞納繰越分につきましては、金額が少額でありまして、収納実績が望めないことによりまして、減額を行うものであります。以上説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 国民健康保険特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、国・県国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金等の額の決定によるものが、主な補正になります。まずは歳入からです。6ページをお願いいたします。款3国庫支出金、目1療養給付費負担金、こちらは交付決定額に基づきますところの4,657万5,000円の減額でございます。続きまして、目2高額医療費共同事業負担金ですが、それと目3特定健康診査等負担金でございます。こちらは、いずれも交付決定額に基づくところの増額の補正でございます。次のページをお願いいたします。款6県支出金、目1高額医療費共同事業負担金です。それと目2特定健康診査等負担金、いずれも交付決定額に基づくところの増額の補正でございます。次の節1高額医療費共同事業交付金、それから節2保険財政共同安定事業交付金でございます。いずれも国保連合会からの、交付決定額に基づくところの増額補正でございます。高額医療費共同事業交付金が1,585万7,000円、保険財政共同安定事業交付金が2,266万2,000円です。款9繰入金です。一般会計の繰入金、法定内の繰入金でございます。保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金、合わせまして1,377万2,000円です。続きまして歳出です。9ページをお願いいたします。総務費の共済費でございます。非常勤職員2人の社会保険料の改定によりましてところの増額2,000円です。続きまして、保険給付費の療養諸費でございます。それと項2の高額療養費でございます。歳入の方で申し上げておりましたけれども、療養給付費等負担金の減額補正によりましてところの、財源の組み替えでございます。次の出産育児諸費でございます。出産育児一時金336万円の減額でございますが、実績見込みによりましてところの減額です。10ページをお願いいたします。前期高齢者納付金でございますが、これも額の決定によりましてところの増額1万4,000円でございます。款7共同事業拠出金の目1高額医療費共同事業拠出金でございます。こちら、国保連合会からの額の決定に伴うところの増額56万4,000円です。目2保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、こちらは財源組み替えでございます。款8保健事業費でございます。委託料、特定健康診査委託料でございます。こちらは実績見込みによりましてところの減額250万円でございます。款11諸支出金の償還金でございます。平成25年度の療養給付費負担金の額の確定によりましてところの、精算に伴います補正でございます。453万9,000円です。以上で、歳入歳出23億415万3,000円でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なし認めます。これで討論を終わります。これから議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第75号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第24、議案第75号、平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第75号、平成26年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成26年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,127万7,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。歳入からです。目1後期高齢者医療保険料、節2現年度分普通徴収保険料でございますが、これは収納見込みによりますところの544万7,000円の減額です。節3滞納繰越分普通徴収保険料です。2万2,000円の増額です。款2使用料及び手数料、目1督促手数料です。1万2,000円の増額でございます。款3繰入金、一般会計繰入金でございます。一般会計の方で御説明申し上げました、保険基盤安定繰入金、交付決定通知に基づくもので188万5,000円の減額でございます。款4諸収入です。目1延滞金2万4,000円の増額でございます。加算金、目4保険料還付金、いずれも広域連合からの額の決定によりますところの増額で、加算金1万6,000円、保険料還付金35万5,000円でございます。その次のページ、款5繰越金でございますが、前年度繰越金237万7,000円を追加しまして、337万7,000円でございます。最後のページ、8ページでございます。歳出です。款2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。節19負担金補助及び交付金、被保険者保険料負担金264万2,000円の減額と、それから基盤安定負担金188万4,000円の減額でございます。それから款3諸支出金でございますが、目1保険料還付金、目2還付加算金、いずれも増額補正によりますところの財源の組み替えでございます。歳入歳出合わせまして、1億8,127万7,000円でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで会議時間内に議事が終わりそうにありませんので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

日程第20号 議案第76号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第20号、議案第76号、平成26年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 議案第76号、平成26年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成26年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算（第3号）は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,541万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,908万1,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 福祉課長。

●**福祉課長（小見田 文男君）** 平成26年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。まず4ページをお願いします。第2表で地方債補正でございます。当初1,500万、熊本県の介護保険財政安定化基金より借り入れるということで、計画しておりましたけれども、これも全協時に説明申し上げましたけれども、介護サービス費の状況から、2,600万が必要ということで、今回地方債の補正をするものでございます。補正前で1,500万、補正後で2,600万ということで補正するものでございます。7ページをお願いします。歳入の方から説明申し上げます。款1の目1で第1号被保険者保険料を120万4,000円減額するものでございます。各節の1から3まででございますけれども、実績見込みにより増減補正ということで、節1で現年度分特別徴収保険料で420万4,000円の減額。それから節2の現年度分普通徴収保険料で200万円増。それから3の滞納繰越分普通徴収保険料で100万円の増額補正をするものでございます。それから款3の国庫補助から、次のページの款5の県支出金まででございますけれども、これも介護給付費等の実績に伴いまして、変更申請するわけですが、それに伴うものでございます。まず款3の国庫補助で、1の介護給付費負担金2,414万7,000円。それから国庫補助金の中で、目1の調整交付金で601万8,000円増額。それから目2地域支援事業交付金169万3,000円の減額。それから款4の支払基金交付金3,365万8,000円の増。次のページの目2地域支援事業支援交付金1,000円の増額、それから款5県支出金の目1介護給付費負担金で1,580万5,000円の増額、それから款5項の目1地域支援事業交付金84万5,000円の減額補正でございます。これも各国支払基金、県とも法定の負担、それから補助率がございます。それに伴いましての追加増減等の補正でございます。それから款7の繰入金3,831万5,000円計上しております。これも国県支払基金同様、町の負担分というのがございます。それを一般会計から繰り入れるものと、それからこれも全協で説明申し上げましたけれども、2,600万円県から借り入れても足りないということで、2,000万円を一般会計の方から繰り入れたものも含んでおります。それから目2その他一般会計繰入金58万1,000円、これは事務費繰入金でございます。それから次のページの款8、1,706万9,000円、これ前年度繰越金を計上したものでございます。それから款9町債、これは先ほどの町債の補正で申し上げましたけれども、1,100万円を補正するものでございます。これはちなみに27年度からの第6期で、3カ年をかけた償還するものでございます。それから款10諸収入、目1第三者納付金、これも実績見込みによりまして256万3,000円を増額するものでございます。次のページをお願いします。歳出でございます。款の保険給付費の項1介護サービス等諸費から、項4高額介護サービス等費、それと一つ飛んで項6の特定入所者介護サービス等費までは、これまでの介護給付の実績に伴いましての不足額、また不用額が見込まれますので、まず項1介護サービス等諸費1億5,840万6,000円の増額補正。それから項2介護予防サービス等諸費で、これは2,970万7,000円の減額。それから項3その他の諸費ということで、26万円の減額。それから高額介護サービス等費605万円の増額。そして項5高額医療合算介護サービス等費は財源調整でございます。そして項6特定入所者介護サービス等費1,197万6,000円の増額でございます。これも実績見込みにより増額補正するものでございます。それから款5の地域支援事業でございますけれども、105万円の減

額をしております。これも実績見込みにより、不用額が見込まれますので、105万を減額補正するものでございます。それから項2包括的支援事業・任意事業費におきましては、歳入減に伴います財源更正でございます。次のページもそのように財源更正でございます。目4と目5でございます。以上で補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第77号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第26、議案第77号、平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第77号、平成26年度あさぎり町介護サービス特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成26年度あさぎり町の介護サービス特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,627万1,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第77号、介護サービス特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。6ページをお願いします。まず歳入から説明申し上げます。款1のサービス収入の中で、150万減額しております。これは介護予防支援のための対象者へのケアプランを、作成するところによる国保連合会からの収入でございますけれども、当初年間2,220件を見込んでおりましたけれども、実績見込みにより150万減額するものでございます。それから款3繰越金60万でございますけれども、繰越金を60万計上するものでございます。次のページをお願いします。歳出でございます。款2地域支援事業費、目1介護予防マネジメント、新予防給付プラン作成委託料として80万減額しておりますけれども、これも実績見込みにより減額するものでございます。それから項2任意事業、家族介護支援事業30万円の減額。これは当初15人を見込んでおりましたけれども、実績見込みにより減額するものでございます。目3地域自立生活支援事業20万円の減額でございます。これも実績見込みにより20万減額するものでございます。同じく、目5認知症対応型共同生活事業所家賃等助成事業40万の増額補正でございますけれども、当初よりも利用者が多くなった関係上、現予算で不足が見込まれるために、40万円を増額補正するものでございます。以上、補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論

ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。討論を終わります。これから、議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第78号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第27、議案第78号、平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第78号、平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案いたします。平成26年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、担当課より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) 平成26年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、説明をさせていただきます。まず1ページの繰越明許費から、読み上げさせていただきます。(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。それでは4ページをお願いいたします。繰越明許費です。配水管布設替工事を繰り越すものでございます。これは下西地区で、污水管渠築造工事とあわせて施工します、水道工事3件につきまして、工事箇所の道路が狭く、迂回路の確保が困難なことから、3月中旬に工事の完了が見込めないこととなっておりますので、繰越をして使用させていただくものでございます。7ページをお願いいたします。歳入予算でございます。目1簡易水道負担金330万8,000円の増額でございますが、節1としまして、簡易水道加入金が今年度、清水保育園のメーター器50ミリの新設、つつじヶ丘学園メーター器30ミリから75ミリの増設がありましたので、その加入金の70万円を増額するものでございます。節2の他会計負担金につきましては、下西地区の水道管、配水管の布設工事に伴いまして、消火栓を4基設置するため、その負担金を増額するものでございます。目1簡易水道使用料としまして、200万円の減額でございますが、これは実績見込みによりまして、水道の使用料が減っておりますので、200万円を減額するものでございます。目1一般会計繰入金130万8,000円の減額でございます。簡易水道負担金を増額、簡易水道使用料を減額しております。その差額を一般会計の繰入金を減額するものでございます。8ページをお願いいたします。歳出予算ですが、目1建設費の財源の更正を行っておるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。
日程第28 議案第79号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第28、議案第79号、平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第79号、平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案いたします。平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,848万8,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) それでは平成26年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。第2項より読み上げさせていただきます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。それでは3ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。污水管渠築造工事6,700万円を繰り越すものでございますが、榎田及び下西地区の工事が、道路が狭く同時に施工しますと、住民の迂回路が確保できなくなることから、3月末までの施工が困難となっておりますので、繰り越しをして施工させていただくものでございます。榎田地区3カ所、下西地区3カ所でございます。次のページをお願いいたします。地方債の補正でございます。平成26年度下水道事業費の建設債7,910万円から7,080万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。7ページをお願いいたします。歳入の補正でございます。目1下水道手数料、下水道排水設備指定工事店の更新登録予定を95件で見込んでおりましたが、75件の申し込みとなっているため、20件分の減額をするものでございます。次の目1下水道事業国庫補助金、下水道事業国庫補助金の交付決定により減額するものでございます。次の目1下水道事業一般会計繰入金、これは一般会計のところでも申し上げましたが、減債基金、積立金に充てる1億5,000万円と、補正に伴う不足する一般財源として40万6,000円を繰り入れていただくものです。その下の目1下水道事業債、内訳としまして特定環境保全公共下水道事業分としまして60万円の減額、流域下水道事業建設費負担金、当初分としまして910万円の減額、国の1次補正による流域下水道事業建設費負担金としまして140万円が増額となることから、差引額830万円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。目1下水道総務費、節19の負担金補助及び交付金としまして、平成26年度排水設備助成金の申請が41件あっておりますが、うち7件分の助成金が不足するために、増額をお願いするものでございます。節27の公課費につきましては、消費税が確定しましたので減額するものでございます。目5基金費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、減債基金積立金に1億5,000万円を積み立てるものでございます。下水道事業特別会計補正予算につきましては、以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第80号

日程第29、議案第80号、平成26年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第80号、平成26年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案いたします。平成26年度あさぎり町の上財産区特別会計補正（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれそれぞれ973万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれそれぞれ6,827万5,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 1ページに引き続き、読ませていただきたいと思います。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。ということで、4ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為です。上財産区有林管理業務委託、平成26年度から平成27年度まで、1,378万4,000円お願いするものでございます。これは平成27年度におきまして、平成26年度まで行っておりました、山林監視業務と山林作業員の業務につきまして、雇用形態を見直し、森林組合に業務を委託することとしておりまして、その委託料を計上しているものです。委託の準備がございましたので、債務負担行為をするものでございます。平成28年度以降につきましては、平成27年度の実施状況を見て、再検討することとしておりますので、今回は計上しておりません。それでは歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。目1県補助金でございますが、造林事業補助金として収入見込み額が1,671万円でございますが、補正前の額が1,721万6,000でございますので、差額分を減額ということになります。財産売払収入でございますが、素材売払収入として4,118万9,000円の収入見込みがありましたので、予算額4,409万8,000円の差額、290万9,000円を減額するものでございます。基金繰入金につきましては、上財産区財政調整基金の繰入金につきまして、歳出額の減少により全額繰り入れをしないということをしたものでございます。これによりまして、基金残高は3億6,521万8,000円になる見込みであります。次に歳出をお願いいたします。8ページでございます。目2一般管理費でございますが、山林監視員振動病検査受診負担金の減でございます。検査を実施できなかったために、減額するものであります。中球磨森林組合認証制度審査負担金の減額につきましては、森林組合が25年度で認証を受けておりまして、平成25年度予算で既に支出しておりますので、今年度分を減額するものであります。目1財産造成管理費でございますが、節1報酬から節7賃金までにつきましては、山林監視員、森林保全作業員につきまして、年度途中で1名退職者がございましたので、予算残が発生してしたものでございます。節13造林委託料、素材生産委託につきましては、実績による減額でございます。節15工事請負費540

万円の減額につきましては、当初計画しておりました、作業道清願寺1号線、清願寺2号線の舗装工事につきまして、開設者であり管理主体である球磨中央森林組合に相談しましたところ、今後管理を適切に行うという確約がとれましたので、工事を見送ることにいたしました。この見送りに伴う減額であります。以上で、上財産区補正予算の説明を終わります。以上よろしくお願ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第81号

日程第37、議案第81号、権利の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第81号、権利の放棄について提案いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 権利の放棄につきまして、御説明させていただきます。権利の内容としまして、簡易水道料金の債権でございます。これは平成17年度から平成25年度までの、不納欠損額としていたものですが、債権放棄の議決を受けておりませんでしたので、今回一括して提案し議決をいただいて、債権の放棄をさせていただくものでございます。2の放棄の債権額件数としまして63件、債権額としまして97万190円。放棄の理由、居所不明等の理由により、債権回収が著しく困難、不能又は不適當である。放棄の時期、この議決の可決の日としておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 2点だけちょっと質問させていただきます。昨日、下水道分担金の件で執行部の方から色々不備があって、十分反省して今後取り組むという話がございます、その報告を受けて、後に本日の議題も全協の中で説明を受けましたけれども、この中で確認を私ができておりませんでしたので、確認をさせていただきたいと思ひます。ここに書いてある放棄の債権額は、63件の97万ということで説明をいただきましたけれども、実際の対象者は何名であるかと、それから重複されてる方もいると思ひます。それからこの中で、時効を主張された方がいたのか、この2点を教えて下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） まず1点目の対象者の数でございますが、簡易水道の対象としたとしまして42名の方でございます。2点目の時効の援用につきましては、すいません、ちょっと時間をいただければと思ひます。

◎議長（橋爪 和彦君） 時効の主張をした人がいるかどうかですよ。上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） すいません、失礼しました。この債権の放棄に当たる分については、ございません。ですが、時効の援用につきましては、議決によって債権が放棄するものではありませんので、

実際時効の援用された方は1名いらっしゃいます。

◎議長（橋爪 和彦君） 5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） ということは、債権の管理がやってなかったということですよ。結局、この案件の分について不納欠損処理したということは、最終的に理由は書いてありますけれども、その間の催告とか債務名義とか時効の中断とかの手続が、上手くいってなかったから何年もかかって、不能欠損をしとって、昨年の監査委員の監査の中で、御指摘受けとっですよ。中でも不納欠損は、してできないはずだったんですよ。どうたわれた後に、こういったまた問題が発生したわけですから、これにつきましては、午前中の方で条例については可決いたしましたけれども、今回の分につきましては、本当に当たり前の手続をとったら、ちゃんと議会には報告でよかったですよ、手続上は、このフロー図から見るとですよ。ちゃんと徴収の停止をかけて、徴収の免除をやれば、ちゃんと理由立ててすればよかったんですけども、結局それをしなかったというのは、そういった管理体制が十分でなかったということだと思います。そういったことで、この公金の賦課とか徴収については、今後こういった怠る事実がないように、再度行政運営に支障がないように、債権管理の適正な運用に努めるということ、町長の口から一言お願い申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） ただいま議員の指摘のとおりだと思います。本当に一つ一つの案件を正確に把握して、適正な債権管理をされていくように、これからも取り組んでまいります。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 関連でございますが、あさぎり町の水道料金滞納整理事務手続規定というのはございますよね。ここに至るまでに色々な、さっきおっしゃるような過程を踏めば、このように債権放棄するようなこともなかったらと思うんですけど、この各それぞれの案件に関しまして、どのような滞納整理し、事務手続規定にのっとって、我々は不納欠損処分の際に、これは聞くべきやったことと思えますけど、今聞くのもちょっといかがなものかと思いつつながら、これを放棄することにあたっては、それに当たってきた規定にのっとった事務手続が、どのようなことがそれぞれにあったのかを、それぞれ記載したものを議会には提示していただいて、すぐとは言いませんけど、それのところを分かる範囲でございますので、それは議会として知るべきことと思えますが、いかがお考えですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 平成17年度からございますので、債権放棄っていうか、不納欠損の理由自体は、はっきり出ておりますが、滞納整理関係の書類が残っているかどうか、また確認する必要があります。確認できるものについては、作成して御提示させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第82号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第31、議案第82号、権利の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第82号、債権の放棄について提案いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。町長。

●町長（愛甲 一典君） ただいま提案説明におきまして、債権の放棄についてと申しましたけども、権利の放棄について訂正させていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 議案第82号、権利の放棄について説明させていただきます。1 権利の内容としまして、上水道料金債権でございます。先ほどの簡易水道料金と同じで、平成17年度から25年度までの不納欠損額としたもので、債権の放棄の議決を受けていないため、一括して議決をいただきまして、債権の放棄をさせていただくものでございます。2放棄する債権額等、1、件数47件。2、債権額42万7,354円。3、放棄の理由。居所不明等の事由により、債権回収が著しく困難、不能又は不適當である。4、放棄の時期、この議決の可決の日とするものでございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第83号～日程第42 議案第93号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第32、議案第83号、平成27年度あさぎり町一般会計予算についてから、日程第42、議案第93号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを、一括議題といたします。お諮りします。議案第83号から議案第93号につきまして、本日13日は提案理由のみの説明を行い、16日の月曜日に建設経済常任委員会所管課分、17日は税務課分と厚生常任委員会所管課分、18日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、総括質疑と採決は20日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日13日は提案理由のみの説明を行い、16日に建設経済常任委員会所管課分、17日は税務課分と厚生常任委員会所管課分、18日に税務課分を除く総務文教常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、総括質疑と採決は20日行うことに決定しました。なお、お手元に配付した文書のとおり、各課の担当職員も説明員として出席しますので報告しておきます。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第83号、平成27年度あさぎり町一般会計予算、平成27年度あさぎり町の一般会計予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億677万1,000円と定める。議案第84号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会

計予算。平成27年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億262万円と定める。議案第85号、平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算、平成27年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,463万4,000円と定める。議案第86号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算。平成27年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,652万5,000円と定める。議案第87号、平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算、平成27年度あさぎり町の介護サービス特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190万6,000円と定める。議案第88号、平成27年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計予算。平成27年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,110万円と定める。議案第89号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算。第1条、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。議案第90号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算。平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,598万3,000円と定める。議案第91号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算。平成27年度あさぎり町の上財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,655万5,000円と定める。議案第92号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算。平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,060万6,000円と定める。議案第93号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出3,457万9,000円と定める。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 明日14日と15日は休日のため休会とします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会議務局長（坂本 健一郎君） 起立願います。お疲れ様でした。

午後5時40分 散 会